

目 次

は じ め に	2
第1章 本調査の目的と方法	4
第1節 本調査の目的	4
第2節 本調査の方法	4
第2章 分析の視点	7
第3章 分析	8
第1節 対象となる債権・事件数と手続き利用者	8
第2節 手続き利用者の個人情報	12
第3節 借受と返済の状況	14
第4節 債務弁済協定調停の終了原因	20
第5節 調停案における弁済計画	22
まとめと展望	32

はじめに

わが国におけるバブル経済崩壊後の経済停滞は、やや回復の兆しが見えるとはいえるが、深刻さの度合いはそう変わっていない。このような厳しい経済状況はこれまで存在してきたさまざまな社会構造、そしてそれを支える法制度を改革する強力なインセンティヴとなり得る。このことを端的に示す領域の一つとして倒産法を想起することはたやすい。数十年ぶりの民事訴訟法の大改正を終え、現在倒産法の抜本的改革が進行中である。その成果として、たとえば、主に中小企業の再建を念頭においていた民事再生法の制定は記憶に新しい。このような手続きはこれまでわが国に存在しなかったものである。

しかし、経済不況の影響を被るのは何も企業だけではない。消費者への影響も甚大である。司法統計年報（平成10年）によれば、平成8年には56,494件だった個人の自己破産件数が、平成10年には103,803件まで増加した。かかるデータからも明らかのように、これまで消費者が経済的に破綻した場合には、清算型の倒産手続きである破産手続きが主に利用されてきた。現行破産法には免責手続きが存在し、破産債務者はこれにより再び経済主体として市場に再登場することができたからである。破産手続きは、その意味で、社会的なセーフティー・ネットであるともいえる。

もっとも、かりに返済すべき資産がなくとも、定職に就き、将来にわたって一定額の収入を得ることができる者まで、このようなネットで拾い上げる必要があるかについては検討の余地があろう。このことを安易に肯定すると、「借りた金は返さなければならない」というモラルからの痛烈な批判を受けるを得ない。かかる批判の脅力をいなし、かつ消費者の経済的更生を実現する手段としては、将来の定期収入から、一定の期間、一定の債務額について弁済を行うことが思い浮かぶ。わが国の破産免責手続きの母法であるアメリカ合衆国では、周知のとおり、すでにこのような手続きを連邦倒産法に規定している。

わが国において、本来、このような役割を担うはずの和議法はその機能不全を指摘されてきた。その一方で、清算型の手続きではなく、消費者債務を集団的に処理する手続きの必要性が、これまでにも、有力な研究者から具体的な形で示唆されてきたけれども、今のところ立法化には至っていない。

このような状況下において、今日、3つの注目すべき動向が存在する。まず1つは、近時、西澤宗英教授による諸研究（西澤「消費者倒産とADR—債務弁済協定調停事件の実効的な処理のために」白川吉稀529頁以下（1999年）、同「消費者倒産とADR—債務弁済協定調停事件の実効的な処理のために」民訴雑誌45号（1999年）250頁以下）から示されるように、民事調停における債務弁済協定調停が消費者債務に関する更生型の集団的処理手続きとして機能し、注目を集めていることである。第2は、今回の倒産法改正で、法務省民事局参事官室編『倒産法制に関する改正検討課題—倒産法制に関する改正検討事項とその補足説明』（商事法務研究会、1998年）（以下では、『検討事項』）において、いわゆる「個人債務者更生手続き（仮称）」の導入が期待されていることである。第3点目は、平成11年秋の特定調停法の成立である。これは、わが国における多重債務者を更生させる手続きの不十分さを認識した上で、民事調停法の特例として制定された議員立法であり、多重債務の集団的処理を可能にする手続きである。今後の運用次第によっては、簡易な多重債務処理手続きとして、重要な役割を果たす可能性がある。

そこで、本稿では、民事調停における債務弁済協定調停事件の記録調査とともに、得られたデータを計量的手法で分析する。この債務弁済協定調停については、西澤宗英教授による先駆的業績があるとはいえ、さらにこれを進展させる必要性を感じるからである。また、この調停が、更生型の手続きとして、かつ消費者債務の集団的処理手続きとして機能していることから、その実態を分析することで、「個人債務者更生手続き（仮称）」の立法に対して、『検討事項』で取り上げられた議論の前提となるデータを指し示すことも可能かもしれない。また、今後の特定調停法の運用に一定の指針を与えるとも言える。かの地アメリカでは、すでに、Teresa A. Sullivan, Elizabeth Warren and Jay Lawrence Westbrook, AS WE FORGIVE OUR DEBTORS: BANKRUPTCY AND CONSUMER CREDIT IN AMERICA (Oxford University Press, 1989). (長谷部由紀子「紹介」民訴雑誌38号（1992年）256頁以下)といった理論研究者による優れた業績が存在し、消費者倒産法理論および立法作業に少なからぬ

インパクトを与える。

本稿では和歌山地域を調査・分析の対象とする。その理由は次のとおりである。和歌山では地域経済の一翼をになう比較的規模の大きい銀行が破綻した数少ない地域であり、このような地域の実状を検証することにはそれなりの意義がある。また、和歌山は大阪という大都市部と隣接し、社会、経済、さらに文化の面でも一定の関係性を有する地域であり、今後行われる予定の大坂地域との比較分析にも有用であると思われるからである。

以上から、本稿では、民事調停における債務弁済協定調停事件につき、和歌山簡易裁判所の事件記録から情報を得、分析を加える。以下において、第1章で調査の目的と方法を示しつつ、第2章では分析の視点を明らかにする。これらを踏まえて、第3章で諸々の分析を行い、最後に分析結果の要約と、そこから得られた若干の示唆と今後の展望を示す。なお、本稿は基本的情報の分析を主眼とするため、引用すべき文献を最少限にとどめていることをお断わりさせていただく。

*本調査・研究にあたっては、和歌山地方裁判所および簡易裁判所の皆様には、公務ご多忙の折りにもかかわらず、深いご理解と多大なご協力を得ることができた。ここに記して感謝申し上げる次第である。

また、お忙しい中、お時間を割いて記録調査実施にご協力をたまわった消費者倒産法研究会（代表：西澤宗英教授）の構成員の方々（山本和彦、菅原郁夫、我妻学、酒井一、木川裕一郎、近藤隆司、畠宏樹、堀野出、高田賢治の各先生方）、および本稿においてデータの取り纏めと表・グラフの作成についてご助力いただいた和歌山大学大学院経済研究科の中元祥人氏、濱田久美子氏にも、お礼申し上げたい。

第1章 本調査の目的と方法

第1節 本調査の目的

本調査は、和歌山簡易裁判所における債務弁済協定調停事件を対象とする。その第1の目的は、合意を基礎とする更生型の手続きであり、分割弁済を可能とする債務弁済協定調停に関する客観的なデータを提示し、その全体像を明らかにすることである。すでに述べたように、債務弁済協定調停は、集団的な消費者債務処理手続きとして、近時注目を集めているが、一部の先駆的な研究を除き、その全体的な状況は必ずしも十分に解明されているとは言えない。このような状況下で、本稿における分析も、一定の果実を提供し得るものと考える。

第2の目的は、消費者倒産立法に対して、一定のインパクトを与えることにある。これまで、伝統的にわが国の立法作業では諸外国の法制度や法理論の摂取が重視されてきた。もちろん、今日においても、比較法研究の価値は何ら変わりなく存在すると思われるが、わが国の実務の現状にも目を向けておく必要があるのではなかろうか。とすれば、債務弁済協定調停の手続き利用者や手続きの実態に関する情報を提示することにも意味はあるはずである。前述したSullivanらの研究で指摘されているように、客観的なデータに基づくのではなく、たとえば、「債務者の多くは自己の債務負担を安易に免れようとしている」といった債務者像や、単純な経済合理人といったあまりに形式的な債務者像に思い入れを抱き、それらに依拠して立法や制度運用がなされることは危険である。

第3の目的としては、特定調停法の今後の運用のため基本的な資料を提示することである。これは本調査時において必ずしも明確に意図されていなかったものであるが、議員立法により昨秋成立した特定調停法の将来の活発な利用が消費者更生の一翼を担うものと期待されていることからすれば、債務弁済協定調停事件の有り様を分析する本稿にも、かかる手続きの発展に対する一定の貢献は可能である。

また、本稿は「和歌山地域研究」への貢献をも企図している。かかる調査は和歌山地域においてなされたことはなく、和歌山の地域経済研究にとっても、それなりに価値のあるデータとなるであろう。

本稿のような調査・分析は、他の地域との比較によって、その価値も高まるはずである。そのため、和歌山での調査・分析の後、他の地域における調査・分析が必要となる。本稿の調査・分析は、他の地域の調査・分析のため、その方法と基本的な枠組みを提供することも、その目的としている。

第2節 本調査の方法

本調査は、消費者倒産法研究会（代表：西澤宗英教授）の構成員の協力を得て、平成11年3月25日から26日にかけて、和歌山簡易裁判所において、平成10年に終了した債務弁済協定調停の事件記録（528件）をアンケート用紙に転記する方法で行われた。調査項目は次の通りである。これらの項目から得られた情報をマイクロソフト・エクセル2000に導入し、表・グラフを作成した。分析にあたっては、Sullivanらの研究業績から多くの示唆を得ている。また、消費者倒産法研究会の構成員の先生方から、多くの有益なご教示をたまわった。もっとも、以下の分析における内容上の瑕疵に対する責任は、すべて筆者にある。

調査項目

I 申立人（債務者）個人情報

- ① 氏名（イニシャル）
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 職業

- ⑥ 家族構成_配偶者・親・子等
- ⑦ 月 収
- ⑧ 生 活 費
- ⑨ 資 産
- ⑩ 返済資力
- ⑪ 借受総額
- ⑫ 借りはじめの時期
- ⑬ 当初借受額
- ⑭ 申立理由
- ⑮ 借受原因
- ⑯ 破綻原因（借受原因と異なる場合）
- ⑰ 保証人・保証債務の有無
- ⑱ 利害関係人の有無
- ⑲ 申立件数
- ⑳ その他

II 債権者情報

- ① 債権者名
- ② 業 種
- ③ 住 所
- ④ 代理人の有無
- ⑤ 利害関係人の有無
- ⑥ そ の 他

III 事件管理情報

- ① 事件番号
- ② 併合事件の有無
- ③ 付随事件の有無_執行文付与事件
- ④ 受理年月日
- ⑤ 終局年月日
- ⑥ 調停事項の価額
- ⑦ 調停委員_変更の有無
- ⑧ 期日_回数
 - 日時
 - 変更の有無
- ⑨ 調停事項の価額
- ⑩ 印 紙 代
- ⑪ 終局事由
- ⑫ そ の 他

IV 期 日 情 報

- ① 期日回数
- ② 当事者の出頭状況
- ③ 実施事項
- ④ 次回実施予定事項
- ⑤ 実施内容
- ⑥ 次回呼び出すべき者
- ⑦ そ の 他

V 個別債務情報

- ① 債権者名
- ② 債務の種類_借受金・立替金
- ③ 借受時期・借受の終期
- ④ 当初借受額
- ⑤ 個別債務の借受総額
- ⑥ その他借受の実態
- ⑦ 利息・遅延損害金(年率)
- ⑧ 返済予定_月額・期限
- ⑨ 返済総額_元本・利息・遅延損害金
- ⑩ その他返済の実態_開始時期・終期・充当の順位・充当の別・経過
- ⑪ 残額_元本・利息・遅延損害金(契約時利率)
- ⑫ 残額_元本・利息・遅延損害金(18%引き直し後)
- ⑬ 調停・決定における確認債務額_元本・利息・遅延損害金
- ⑭ 調停・決定における充当順位・充当の別
- ⑮ 債権者の対応_分割・一括
- ⑯ その他

これらの項目すべてを裁判所の記録から埋めることができたわけではない。たとえば、月収や資産の有無などの個人情報については、その情報提供が申立人の任意に委ねられている関係で、記録に残らない項目が多くかった。もっとも、調停の場ではこれらの情報が開示されているはずである。また、調停申立書に記載される情報があまり多くなかった。とくに、残債債務額(とりわけ、契約時の金利で計算されたもの)や返済の状況などはほとんど記載されておらず、これらの情報は、債権者から提出される計算書などの情報から取らざるを得ない状況であった。この理由は、複数の債権者に対して、どの程度の借受を行い、どのくらい返済しているか、おそらく債務者自身がほとんど把握できていないからであろう。その結果、事件が取下げられた場合、債権者からの情報提供がなくなるためか、ほとんど何も情報が記録に残らない。これらのこととは、冒頭で述べたSullivanらの消費者倒産に関する調査が裁判所の記録に顯れる豊富な情報に依存していることからすれば、わが国における記録調査の限界を示すものである。ただし、このことから直ちに本稿のような記録調査自体が無価値になるわけではない。Sullivanらの調査がそうであったように、手続き関係者へのインタビューを実施するなど、調査方法を工夫すれば回避できる問題は少なくない。この点は、今後の課題であろう。さしあたり、本稿では、不足する部分のいくつかを1998年度の状況を分析した国民生活センターによる「『多重債務者問題』調査結果について(概要)」(1999年6月21日公表、http://www.kokusen.go.jp/cgi-bin/byteserver.pl/pdf/n-19990621_1.pdf) (以下では、「多重債務者問題」)により、補足しつつ分析を進めたい。

第2章 分析の視点

本稿における第1の目的は、和歌山簡易裁判所における債務弁済協定調停の実態を客観的なデータにより示すことであった。記録調査に際しては、記録から取れる情報は、原則として、すべてこれを入手した。これらの情報を駆使して、債務弁済協定調停の実態を浮かび上がらせるこころを心がける。そのために、まず、次章第1節で、分析対象となる債権・事件数と手続き利用者の人数を手続き利用者の類型と終了原因ごとにまとめ、確認している。これらのデータは以下の分析における基本データとなる。ここで、「事件」というのは、申し立てられた事件番号ごとの分析を意味する。これに対して、「債権」は、申し立てられた事件の中に、複数の債権が存在するものが散見されたため、「事件」から独立して分析を加えた。つづいて、第2節で、手続き利用者の個人情報にふれ、第3節で、この者の借受と返済状況を明らかにする。第4節では、手続きの終了原因に関する事項を分析し、最後に、第5節で、調停案における弁済計画の内容を検討する。これらにより、網羅的ではないにしても、債務弁済協定調停の実像の一端を垣間見ることができよう。そして、この実態を明らかにすることで、特定調停手続きの運用にも一定の方向づけを与えることができるかも知れない。もっとも、本調査がもともと特定調停法を意識してなされたわけではなく、また特定調停法はまだ成立して間もない法律であることから、本稿では参考となる情報提供以上の十分な応接を行うことができなかった。今後の課題としたい。

すでに述べたように、本稿は、第2の目的として、消費者倒産立法、とりわけ「個人債務者更生手続き（仮称）」制定作業への貢献を企図している。そこで、上述した次章第1節から第5節までの各項目に対して、一定の視点を加味した分析を行いたい。まずは、調停が合意ないし民事調停法17条に基づく決定により成立した場合とデータ全体との比較分析である。これにより、合意が調達される諸条件が一定の割合で明らかとなり、とりわけ、新しい更生型手続きの立法で弁済計画をどのように構築するかという難問に、考えるべき前提の提示を行うことができよう。次に、手続き利用者の類型による視点で分析を行う。「個人債務者更生手続き（仮称）」には、そもそも誰にこの手続きを利用させるかという重要な論点がある。これは、定期収入のある者に限定するのかどうか、あるいは自営業者にも利用を認めるべきかどうか、という問題である。手続きの利用主体に対する規制如何によって、おそらく新しく制定される更生型の手続きはその性質を大きく変化させるであろう。そこで、データ全体の分析に、調停の結果の視点を加味したものに、さらにこの手続き利用者の類型を当てはめて分析を行う。

ただし、本稿での調査・分析は和歌山地域に留まるものであるから、ここで得た分析結果を拙速に一般化することには慎重でなければならない。他の地域の調査・分析結果との比較を踏まえた上でなければ、本稿の目的は達成されないのであろう。

第3章 分析

第1節 対象となる債権・事件数と手続き利用者

本節では、まず、基本的なデータとして、分析の対象となった債権数、事件数、手続き利用者の人数を手続き利用者の類型と終了原因ごとにまとめ、確認している。そして、これらに統いて、手続き利用者1人あたりの債権・事件数と債務の種類等を明らかにする。

本稿において、「債権」と「事件」の「成立」は、当事者間で調停案につき合意が成立した場合と17条決定により調停が成立した場合を合わせたものである。それらの「不調」は、調停案の不成立、取下げ、13条による調停の拒否を合わせたものである。

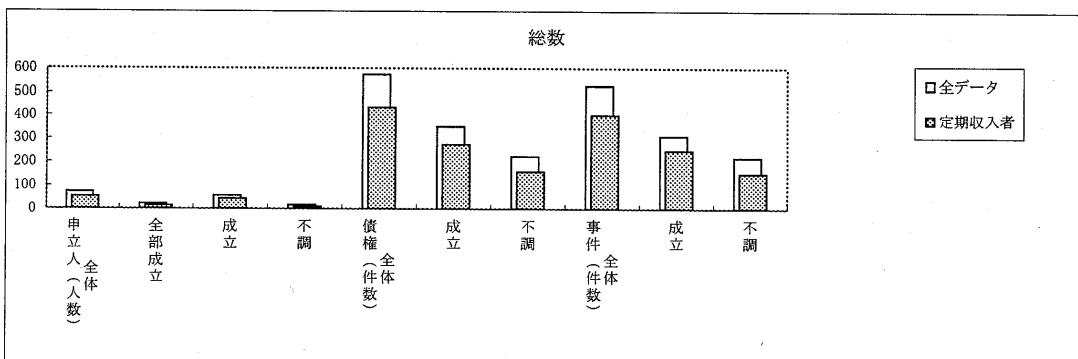
他方、「申立人」の「全部成立」という項目は、申し立てた債務すべてについて調停が合意ないし17条決定により成立した場合を意味する。これに対し、「申立人」の「成立」は、申し立てた債務のうち、1つでも調停が合意ないし17条決定により成立した場合を示す。したがって、「成立」は「全部成立」を含む広いカテゴリーとなる。成立に関して、このような区別を行うのは、『検討事項』第2部第1_2(11)アbにおいて、債権者全員が「弁済計画」に同意した場合の無審査認可が議論されている関係で、申し立てた債務に対する調停案が債権者の同意ないし17条決定によりすべて成立した場合の申立人に関するデータが貴重となるからである。また、「申立人」の「不調」は、申し立てた債務がすべて「債権」ないし「事件」で言うところの不調に終わった場合を指す。

これらの数値と類型は以下の分析においても基本的な枠組みとなるものである。

【表1-1 総数】

総数	申立人(人數)			債権(件数)			事件(件数)			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調	全体	成立	不調
全データ	73	21	57	16	573	350	223	528	310	218
定期収入者	53	13	43	10	433	274	159	400	249	151

【グラフ1-1 総数】



【表1-1 総数】、【グラフ1-1 総数】から、債権数は573件、事件数は528件、手続き利用者全体の数は73人であることがわかる。成立した債権数は350件、事件数は310件、不調に終わった件数は、それぞれ、223件、218件である。申し立てた債務のうち1件でも成立した手続き利用者は57人であり、申し立てた債務すべてが成立した手続き利用者は21人である。申立債務のすべてを成立で終えた申立人全体の割合は、3割を切り、「定期収入者」については、さらにこの割合を下回っている。それ故、債権者全員から調停案に同意を得ることは困難であることが推測されるが、これらの数値については、おそらく、他の地域のデータをもって評価した方がよいであろう。

さらに、手続き利用者については、「定期収入者」、「自営業者」、「無収入者」と「不明」にグループ化してデータを示している。この分類は、Sullivanらの調査方法から影響を受けている。ただし、「定期収入者」には、パートタイム労働者、年金生活者および生活保護受給者も含まれる。これらを定職に就

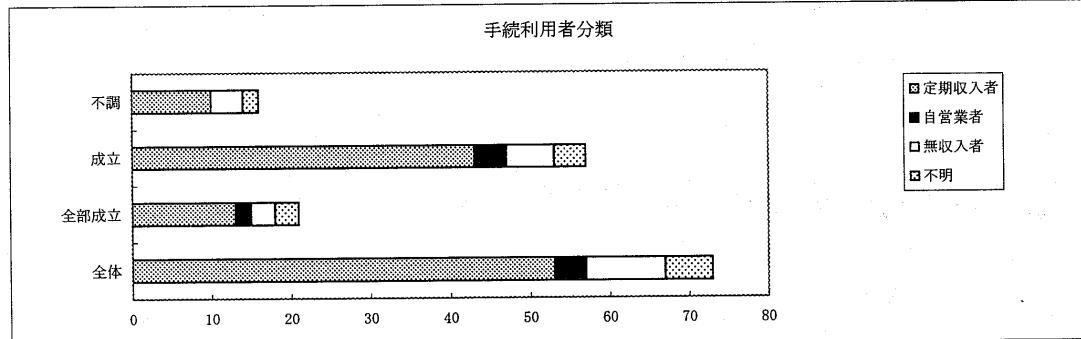
和歌山地域における債務弁済協定調停事件の実態分析

いた者と同じカテゴリーで分類してよいかは、問題のあるところであるが、分析の便宜上、本稿では「定期収入者」に含めた。これらを区分した分析については、別の機会に行いたい。

【表1-2 手続き利用者分類】

手続き利用者分類	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調
定期収入者	53	13	43	10
自営業者	4	2	4	0
無収入者	10	3	6	4
不明	6	3	4	2

【グラフ1-2 手続き利用者分類】



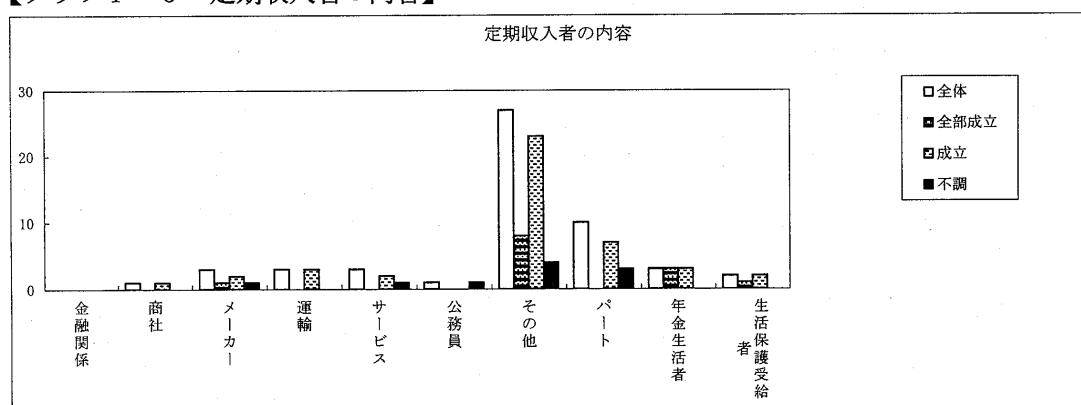
「定期収入者」の人数は53名で、そのうち「成立」したのは43名であり、「全部成立」した人数は13名である。すでに述べたように、これらの数値については他地区との比較を待たなければ、評価は難しいであろう。和歌山の特徴とまで言い切れるかどうかはわからないが、自営業者の人数がきわめて少ない。この類型に属する人々が債務弁済協定調停以外の手続きを利用している可能性は否定できないが、たとえば、破産手続きの利用者についての分析を行うなどして確認が必要であろう。「無収入者」で調停が成立している者は、たとえば、配偶者や親族から資金援助を受けている可能性が窺えるが、ここでは立ち入った分析を行うことができない。「不明」とされるのは、取下げ等により、調停事件記録にまったく情報が残らなかつたため、手続き利用者の各類型に割り振ることができなかつた場合である。ここで用いた手続き利用者の類型も、以下に示す分析において、基本的な枠組みとなる。

「定期収入者」の職業等の内訳については、【表1-3 定期収入者の内容】、【グラフ1-3 定期収入者の内容】を参照していただきたい。

【表1-3 定期収入者の内容】

定期収入者の内容	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調
金融関係	0	0	0	0
商社	1	0	1	0
メーカー	3	1	2	1
運輸	3	0	3	0
サービス	3	0	2	1
公務員	1	0	0	1
その他	27	8	23	4
パート	10	0	7	3
年金生活者	3	3	3	0
生活保護受給者	2	1	2	0

【グラフ1-3 定期収入者の内容】



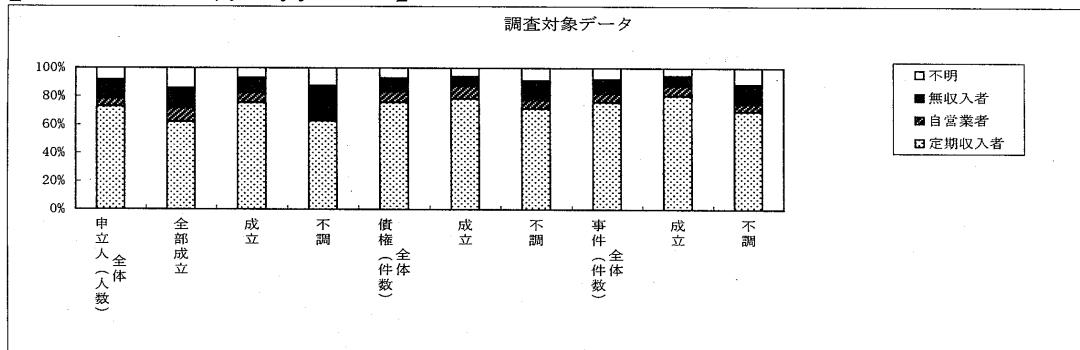
和歌山の特徴は、その他に分類されるデータが多いことであるが、勤務先の企業の内容をより詳細に調べれば、別の分類が可能かも知れない。いずれにせよ、規模の小さな企業であることは間違いない。

ここで、手続き利用者の枠組みを用いて、【表1-1 総数】、【グラフ1-1 総数】を加工してみる。

【表1-4 調査対象データ】

調査対象 データ	申立人(人数)				債権(件数)			事件(件数)		
	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調	全体	成立	不調
全体データ	73	21	57	16	573	350	223	528	310	218
定期収入者	53	13	43	10	433	274	159	400	249	151
自営業者	4	2	4	0	44	31	13	33	21	12
無収入者	10	3	6	4	55	24	31	53	23	30
不明	6	3	4	2	41	21	20	42	17	25

【グラフ1-4 調査対象データ】



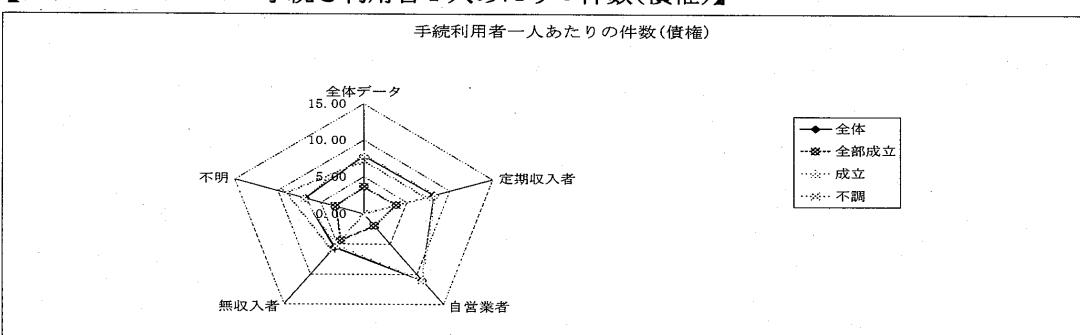
【表1-4 調査対象データ】、【グラフ1-4 調査対象データ】は、【表1-1 総数】、【グラフ1-1 総数】の数値を手続き利用者のグループにより再分類したものである。これらの数値は、とくに断りのない限り、以下の分析の前提ないし基礎となる。

同じように、手続き利用者分類の枠組みを用いて、手続き利用者1人あたりの債権・事件数を確認しておく。

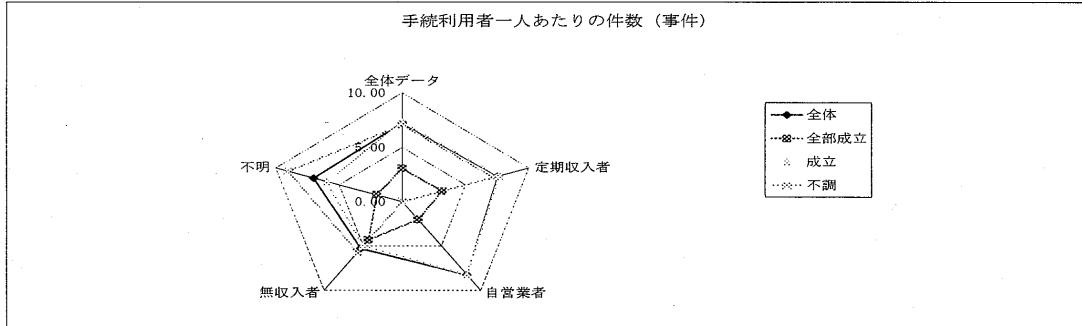
【表1-5 手続き利用者1人あたりの件数】

手続き利用者一人あたりの件数	債権(件数)				事件(件数)			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
全体データ	7.85	3.62	8.05	7.13	7.23	3.05	7.28	7.06
定期収入者	8.17	3.77	8.28	7.20	7.55	3.15	7.63	7.20
自営業者	11.00	2.00	11.00	0.00	8.25	2.00	8.25	0.00
無収入者	5.50	4.33	5.17	6.00	5.30	4.33	5.00	5.75
不明	6.83	3.33	7.00	9.00	7.00	2.00	6.00	9.00

【グラフ1-5-1 手続き利用者1人あたりの件数(債権)】



【グラフ 1－5－2 手続き利用者 1人あたりの件数(事件)】



【表 1－5 手続き利用者 1人あたりの件数】、【グラフ 1－5－1 手続き利用者 1人あたりの件数(債権)】および【グラフ 1－5－2 手続き利用者 1人あたりの件数(事件)】から、手続き利用者 1人あたり、平均して 8 件足らずの債権・事件数である。調停が成立したものはこのうち 7 ないし 8 件である。

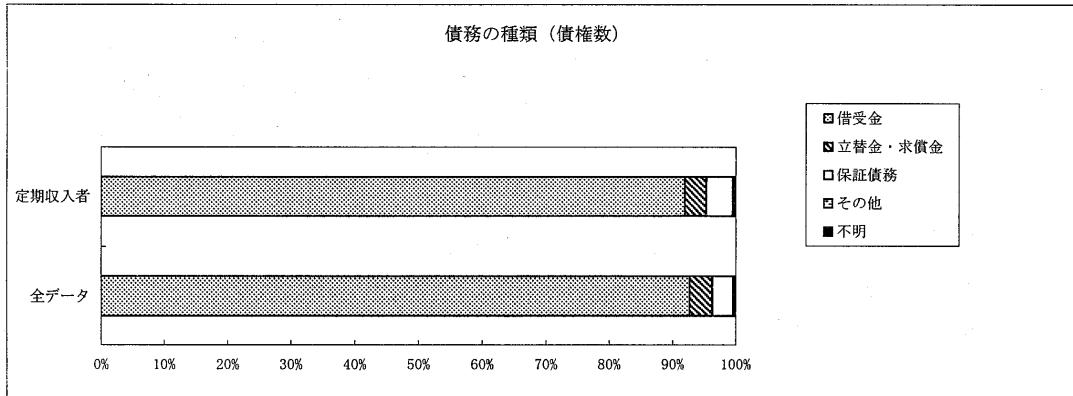
「定期収入者」は「全体データ」と比較して、平均債権数・平均事件数ともに大きな値を示す。これよりも大きな数値を示すのは、「自営業者」であり、利用できる資金の規模が反映しているものと思われる。

債務の種類も、本節で確認しておくべき事項であろう。

【表 1－6 債務の種類（債権数）】

債務の種類	全データ	定期収入者
総計	573	433
借受金	531	398
立替金・求償金	21	15
保証債務	19	18
その他	1	1
不明	1	1

【グラフ 1－6 債務の種類（債権数）】



最後に、保証人の有無と保証債務の有無を確認しておく。

【表 1－7 保証人の有無】

保証人の有無	申立人 (人数)		債権 (件数)	
	全体	割合	全体	割合
有	25	34.25%	77	13.41%
定期収入者	19	35.85%	65	15.01%

【表 1－8 保証債務の有無】

保証債務の有無	申立人 (人数)	
	全体	割合
有	11	15.07%
定期収入者	10	18.87%

【表 1－7 保証人の有無】によれば、手続き利用者全体の34.25%に保証人が存在し、定期収入者の場合はその割合が微増する。債権は、全体の13.41%に保証人がつき、定期収入者の債権については、

これもその割合が微増する。【表1-8 保証債務の有無】から、手続き利用者のうち、15.07%が保証債務を申し立てている。和歌山における債務弁済協定調停では、保証債務について利用されることはないようである。

第2節 手続き利用者の個人情報

本節では、手続き利用者に関する個人情報を分析する。性別、年齢や月収等から利用者モデルを浮き彫りにするのが分析の企図であるが、残念ながら、一般的なモデルを提示するにはいたっていない。というのも、第1章第2節でも指摘したように、個人情報に関する情報の多くが調停記録にとどめられていなかからである。おそらく、このような情報は調停委員には提示されていると思われる。しかし、たとえば、月収や可処分所得に関するデータが完全に把握できていないとしても、『検討事項』で問題とされている、手続き規模の上限設定を考える前提として、参考となるはずである。

以下では、性別、年齢、住所、収入および借受・破綻原因の順にデータを見ていく。

【表2-1 性別】

性別	全体	割合	成立	割合
男	全データ	32	43.84%	13
	定期収入者	26	49.06%	9
女	全データ	40	54.79%	8
	定期収入者	27	50.94%	4
不明	全データ	1	1.37%	0
	定期収入者	0	0.00%	0

【表2-1 性別】から窺えることは、債務弁済協定調停手続きに関して、女性の利用率が高いということである。とくに、「定期収入者」以外の類型も含めた全データの利用率が高い。定期収入を持たず、あるいはあったとしても少額であると予想される女性の利用率が高いことは、たとえば配偶者たる夫の負債を一部負担している結果かもしれない。ただ、これは和歌山地域に特殊な傾向かも知れず、基本的な情報を提供することを主目的とする本稿ではこれ以上立ち入らないが、いずれ他地区の分析結果を待ち、夫婦共同申立て事件の分析とともに考察を加えたい。

【表2-2 年齢】

年齢	全データ	定期収入者
平均年齢	47.25	49.45
調査件数	53	40

【表2-2 年齢】を見ると、手続き利用者の平均年齢は、48歳前後と比較的高齢である。「多重債務者問題」によれば、多重債務に関する消費生活センターへの相談者としては、20歳代の若者が依然として多いが、バブル崩壊後の経済不況の影響からか、40歳代以上の中高年の多重債務者が増加しているとの指摘がある。和歌山簡易裁判所における過去のデータや他地区的データとの比較が必要としても、債務弁済協定調停手続きを利用する年齢層は、家計の中心的な扱い手である40歳代以上であると示唆し得る。このことから、おそらく、もしも「個人債務者更生手続き（仮称）」が制定され施行されれば、この手続きの利用者の多くが40歳代以上の中高年の人々となる可能性が高い。

【表2-3 住 所】

住所	全データ		定期収入者	
	全体	割合	全体	割合
和歌山市内	46	63.01%	34	64.15%
それ以外	27	36.99%	19	35.85%

【表2-4 家族構成】

家族構成		全データ		定期収入者	
		全体	割合	全体	割合
配偶者	有	32	43.84%	21	39.62%
		10	13.70%	9	16.98%
		5	6.85%	2	3.77%

住所と家族構成については、手続き利用者から任意の申告があった場合に限り、データを取ることができた。そのため、【表2-3 住所】、【表2-4 家族構成】に示すデータは、必ずしも手続き利用者全体の実態を反映したものとは言えない。ここでは、参考までにデータを挙げるにとどめる。なお、家族構成については、同居している者のデータである。

【表2-5 月収と可処分所得(平均)】

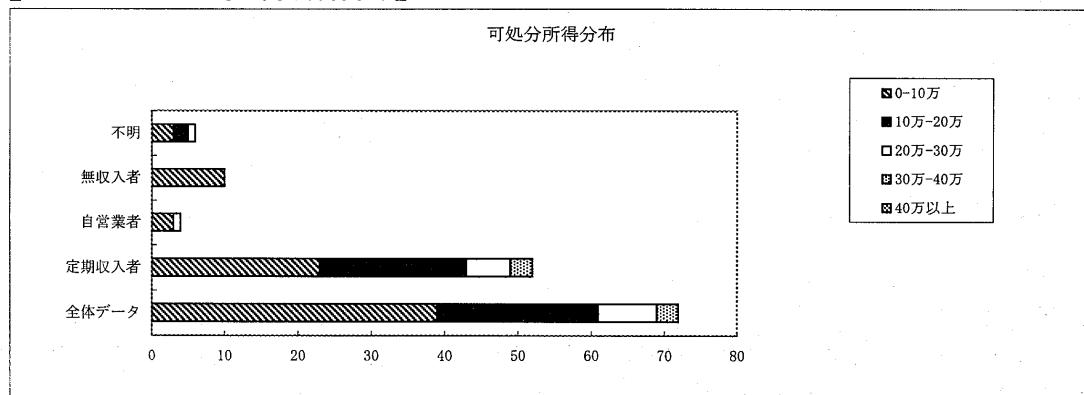
月 収 と可 処 分 所 得 (平 均)	職業別 (平 均)	全データ				定期収入者			
		全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
申立て人	申立て人	¥162,173	¥179,167	¥160,905	¥167,500	¥140,057	¥180,000	¥155,351	¥167,500
調査件数	調査件数	52	12	42	10	53	9	37	10
申立て人以外の収入	申立て人以外の収入	¥183,212	¥158,333	¥182,154	¥187,143	¥180,875	¥100,000	¥181,368	¥179,000
調査件数	調査件数	33	6	26	7	24	2	19	5
可処分所得	可処分所得	¥159,268	¥182,500	¥157,031	¥167,222	¥159,459	¥185,000	¥156,964	¥167,222
調査件数	調査件数	41	10	32	9	37	7	28	9
金融関係	金融関係	-	-	-	-	-	-	-	-
商社	商社	-	-	-	-	¥180,000	-	¥180,000	-
メーカー	メーカー	-	-	-	-	¥166,667	¥200,000	¥175,000	¥150,000
運輸	運輸	-	-	-	-	¥235,000	-	¥235,000	-
サービス	サービス	-	-	-	-	¥176,667	-	¥200,000	¥130,000
公務員	公務員	-	-	-	-	¥450,000	-	-	¥450,000
その他	その他	-	-	-	-	¥170,000	¥170,833	¥167,895	¥180,000
パート	パート	-	-	-	-	¥64,500	-	¥60,000	¥75,000
年金生活者	年金生活者	-	-	-	-	¥208,333	¥208,333	¥208,333	-
生活保護受給者	生活保護受給者	-	-	-	-	¥104,000	¥100,000	¥104,000	-

【表2-5 月収と可処分所得(平均)】のデータについても、すべての手続き利用者から情報を得ることができたわけではない。ただ、「多重債務者問題」によれば、消費生活センターに相談に来る者の平均年収は362万円で、その半数強が年収400万円以下であり、その中の半数は年収200万円以下であることが指摘されているが、本調査のデータにおいても、これとそう変わらない結果ができるであろうことは、【表2-5 月収と可処分所得(平均)】から推測可能である。

【表2-6 可処分所得分布】

可処分所得分布	0-10万	10万-20万	20万-30万	30万-40万	40万以上
全体データ	39	22	8	3	1
定期収入者	23	20	6	3	1
自営業者	3	0	1	0	0
無収入者	10	0	0	0	0
不明	3	2	1	0	0

【グラフ2-6 可処分所得分布】



【表2-6 可処分所得分布】、【グラフ2-6 可処分所得分布】から明らかなように、ほとんどの手続き利用者の可処分所得は、20万円を超えない。10万円未満の者も多い。この数値は、弁済計画において弁済総額や月々の弁済額を決める際の一応の目安となるであろう。第5節で言及したい。

【表2-7 生活費（平均）】

生活費 (平均)	全データ				定期収入者			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
生活費（月あたり）	¥162,750	¥140,000	¥162,750	¥0	¥150,333	¥140,000	¥150,333	¥0
調査件数	8	2	8	0	6	2	6	0
うち家賃	¥53,175	¥30,000	¥50,067	¥62,500	¥45,080	¥30,000	¥45,080	¥0
調査件数	7	1	6	1	5	1	5	0

【表2-7 生活費（平均）】についても、自己申告のあった者についてのみデータをとっている。しかも、ここで申告した者と【表2-5 月収と可処分所得(平均)】で月収を申告した者は必ずしも一致していない。そのため、データに齟齬がでている。ここでもデータを挙げるにとどめる。

【表2-8 返済資力】

返済資力	全データ				定期収入者			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
分割払い	53	15	44	9	43	8	35	8
支払額（平均）	¥79,726	¥65,500	¥81,080	¥73,111	¥80,186	¥71,875	¥81,286	¥75,375
一時金払い	3	1	3	0	2	0	2	0
支払額（平均）	¥1,676,667	¥30,000	¥1,676,667	¥0	¥2,500,000	¥0	¥2,500,000	¥0

【表2-8 返済資力】に示される返済資力も、手続き利用者の申告による額をまとめたものである。これによれば、平均して、月8万円位の返済は可能であると手続き利用者は考えているようである。この額と実際に支払うことになる額とのギャップについて、後述する弁済計画における月々の弁済額の分析の箇所でふれてみたい。

【表2-9 借受原因】

借受原因	全データ				定期収入者			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
事業資金	0	0	0	0	0	0	0	0
生活費	17	3	13	4	14	2	10	4
レジャー費	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食遊行費	1	0	1	0	1	0	1	0
ギャンブル	2	0	2	0	1	0	1	0
その他	5	2	4	1	4	1	3	1
不明	6	2	5	1	4	0	3	1

【表2-10 破綻原因】

破綻原因（借受原因と異なるとき）	全データ				定期収入者			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調
事業資金	0	0	0	0	0	0	0	0
生活費	2	1	2	0	1	0	1	0
レジャー費	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食遊行費	0	0	0	0	0	0	0	0
ギャンブル	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	0	1	1	1	0
不明	4	1	4	0	2	0	2	0

【表2-10 破綻原因】は、【表2-9 借受原因】と破綻原因が異なった場合のデータである。「多重債務者問題」によれば、借入の目的が「贅沢品の購入」（平成5年）から「生活費の補填」（平成10年）へと移行していることが指摘されている（同2頁）。本稿においても、やはり生活費を挙げる手続き利用者が多く、事態の深刻さを窺わせる。

第3節 借受と返済の状況

本節では、手続き利用者の借受とそれに対する返済の状況を分析する。債務弁済協定調停を申立てた者が手続き開始前にどのくらいの借受をなし、いくら返済しているかを知ることは重要である。これらに関連するデータとして、借受期間、利息・遅延損害金を合わせて提示している。ただし、調停申立書における手続き利用者からの借受および返済に関する情報提供はほとんどなされていなかった。その理由の1つには、借受先や借受額が多岐にわたり、どの債権者からどのくらいの金銭を借受けているか、あるいは返済しているか、調停を申立てた本人自身も十分に認識していないことが考えられる。そのため、第1章第2節で述べたように、重要な分析事項となるはずの利息制限法の利率による引き直し前の借受額を知ることはできなかった。このデータを入手することは、本稿のような調査の将来的な課題で

あろう。

まず、借受と返済の状況を分析するために、借受期間、借受総額、利息・遅延損害金、既払額および既払率をまとめた【表3-1 借受と返済の状況】を挙げる。

【表3-1 借受と返済の状況】

借受と返済の状況	申立人												債権				
	全データ				定期収入者				全データ				定期収入者				
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調	全体	成立	不調	全体	成立	不調
借受期間（月）	45.54	38.47	49.94	27.37	43.80	36.13	47.85	27.58	-	-	-	-	-	-	-	-	-
借受総額	¥3,644,115	¥2,355,652	¥3,832,619	¥2,851,803	¥3,768,296	¥2,770,538	¥3,869,178	¥3,334,504	¥489,308	¥445,598	¥569,470	¥489,231	¥434,832	¥591,230	-	-	-
利息（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	33.16%	32.67%	34.00%	34.35%	34.17%	34.62%	-	-	-
遅延損害金（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	35.96%	35.16%	37.45%	36.93%	36.28%	38.06%	-	-	-
既払額	¥2,310,260	¥1,271,123	¥2,470,154	¥1,564,088	¥2,516,432	¥1,644,662	¥2,706,641	¥1,640,121	¥334,250	¥279,452	¥444,550	¥346,289	¥284,743	¥467,428	-	-	-
既払率（%）	63.40%	53.96%	64.12%	54.85%	66.83%	59.36%	69.95%	49.19%	68.28%	62.71%	78.06%	70.78%	65.48%	79.06%	-	-	-

【表3-1 借受と返済の状況】でいう「借受期間」は、手続き利用者の債務のうち、最初に借り受けた日付と調停申立ての日付の差を取ったものである。「既払率」は既払額を借受額で除したものである。

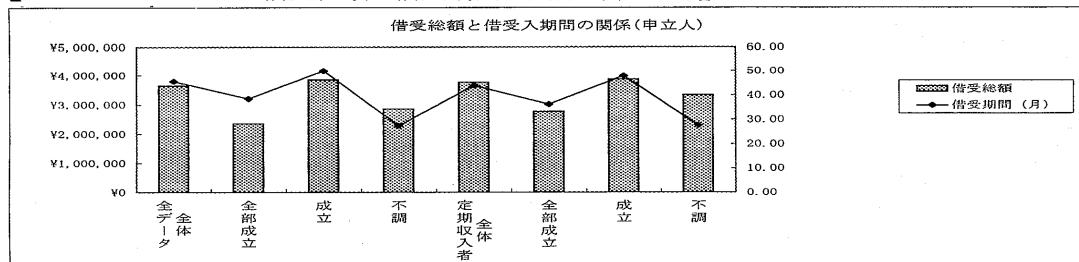
まず、借受期間については、おおむね4年という数値が出ている。「全部成立」した場合には、借受期間が若干短くなり、「不調」に終わった場合のデータは、2年あまりとかなり短期間であることがわかる。後者の場合には、借受期間が短期間であることから、調停によらずさらに弁済を重ねることを債権者が期待し、そのため債権者が調停案に同意せず、不調に終わるのかも知れない。このことは、既払率の低さからも窺える。

借受総額は、申立人1人あたり全体（平均）が3,644,115円であり、「全部成立」の場合と「不調」の場合は、この数値を下回る。同じような傾向は定期収入者についても見られるし、既払額のデータについても見られる。このことから、あまりに借受額が大きくなると、債権者全員の同意を得ることが困難となるようであり、また一方で、借受額が少なすぎると、債権者は通常の弁済の継続を願うように思われる。他方、債権ごとの全体（平均）が489,508円であり、「成立」した場合にはこれを下回り、「不調」の場合にはこれを上回る。債権ごとに見た場合には、ごく単純に、借受額が多くなるほど調停案に対する同意が得られにくくなるようである。

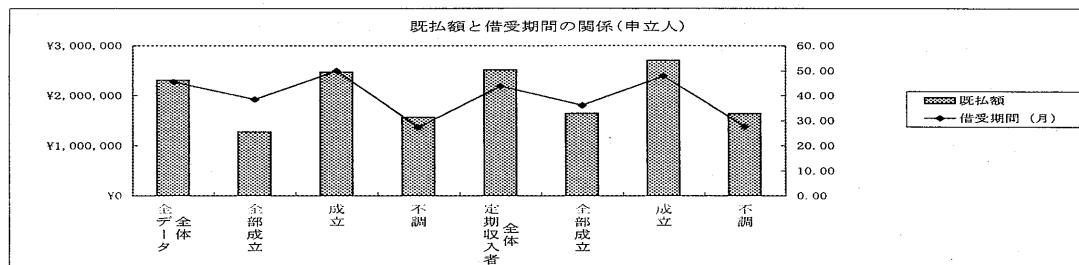
利息・遅延損害金の利率はいずれも30%を超え、かなりの高率であることが窺える。「多重債務者問題」（2頁、15頁）においても、多重債務に陥った原因の1つに、借りたお金の利率の高さが指摘されている。現在、自主的な利率の引き下げが見られるとはいえ、消費者金融業者に対する金利の規制を検討する余地はある。

以下で、借受総額・既払額と借受期間の関係をグラフ化してみる。

【グラフ3-1-1 借受総額と借受期間の関係（申立人）】



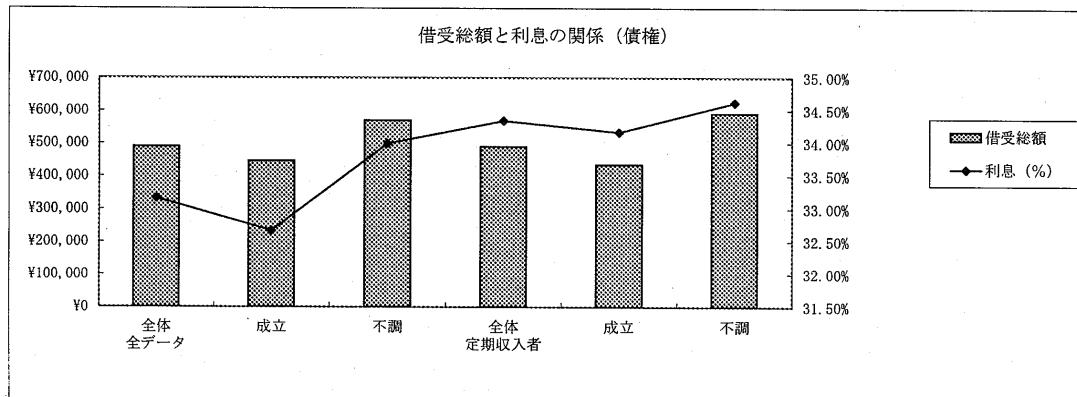
【グラフ3-1-2 既払額と借受期間の関係（申立人）】



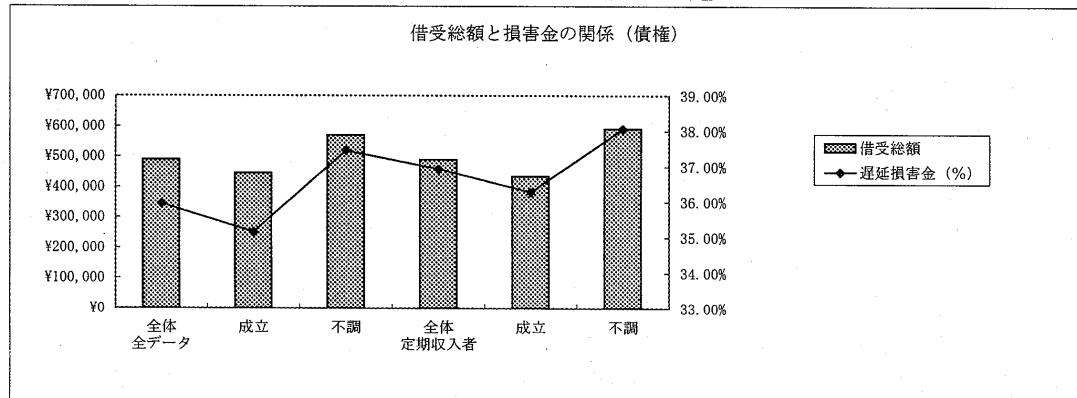
【グラフ3-1-1 借受総額と借受期間の関係】、【グラフ3-1-2 既払額と借受期間の関係】の両者のグラフ・パターンにこれといった違いは見受けられない。それぞれのグラフにおいて、「全データ」と「定期収入者」のグラフ・パターンについても同様である。ここから、大づかみに言えることは、借受期間が長くなれば、借入額や既払額が多くなるといった、ごく単純な事柄である。ただ、それぞれのグラフの「全部成立」については、借受期間の割には、借受額が少ない。「不調」の場合には、借受額がそう多くないと指摘したが、借受期間が短期である割には、比較的多くの額を借り受けていると評価できそうである。

次に、借受総額と利息・遅延損害金の関係をグラフ化する。

【グラフ3-1-3 借受総額と利息の関係（債権）】



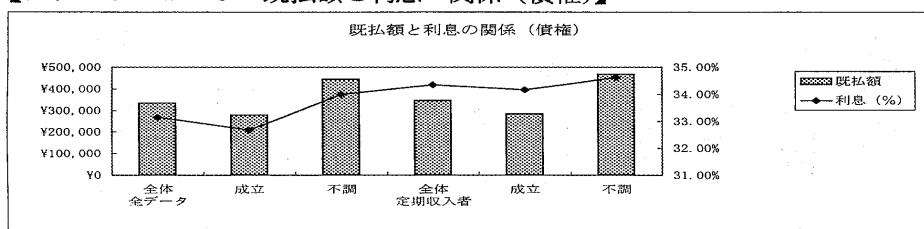
【グラフ3-1-4 借受総額と遅延損害金の関係（債権）】



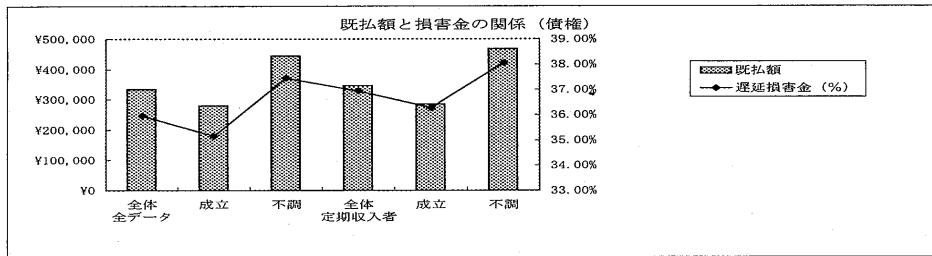
【グラフ3-1-3 借受総額と利息の関係】、【グラフ3-1-4 借受総額と遅延損害金の関係】から言えることは、調停が合意ないし17条決定により成立するためには、借受額が多額になったり、利息・遅延損害金の率が大きくなってはならない、と言うごく単純な事柄である。

このことは、【グラフ3-1-5 既払額と利息の関係（債権）】、【グラフ3-1-6 既払額と遅延損害金の関係（債権）】から、既払額と利息・遅延損害金の関係についても言える。

【グラフ3-1-5 既払額と利息の関係（債権）】



【グラフ 3－1－6 既払額と遅延損害金の関係（債権）】

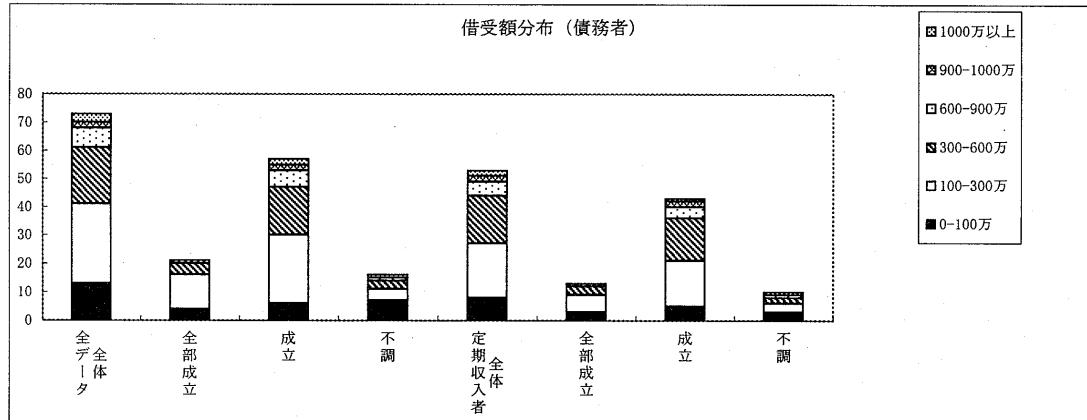


借受額の分布を示したものが、以下の表・グラフである。

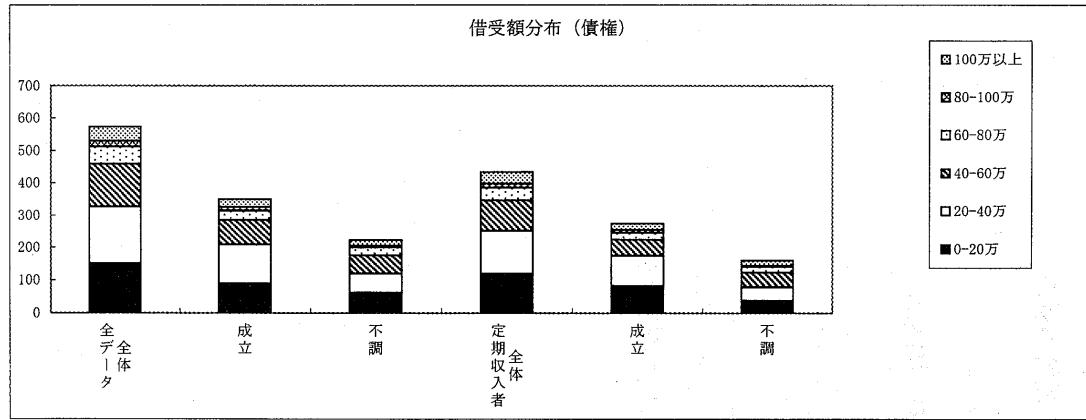
【表 3－2 借受額分布】

申立人 借受額分布	全データ			定期収入者			債権	全データ			
	全体	全部成立	成立	不調	全体	全部成立	成立	不調	全体	成立	不調
	0-100万	13	4	6	7	8	3	5	0-20万	149	88
100-300万	28	12	24	4	19	6	16	3	20-40万	177	120
300-600万	20	4	17	3	17	3	15	2	40-60万	133	76
600-900万	7	0	6	1	5	0	4	1	60-80万	53	29
900-1000万	2	1	2	0	2	1	2	0	80-100万	17	12
1000万以上	3	0	2	1	2	0	1	1	100万以上	44	25
借受総額	¥3,644,115	¥2,355,652	¥3,852,619	¥2,851,803	¥3,768,296	¥2,770,538	¥3,869,178	¥3,334,504	借受総額	¥459,508	¥445,598
	¥569,470										

【グラフ 3－2－1 借受額分布（債務者）】



【グラフ 3－2－2 借受額分布（債権）】

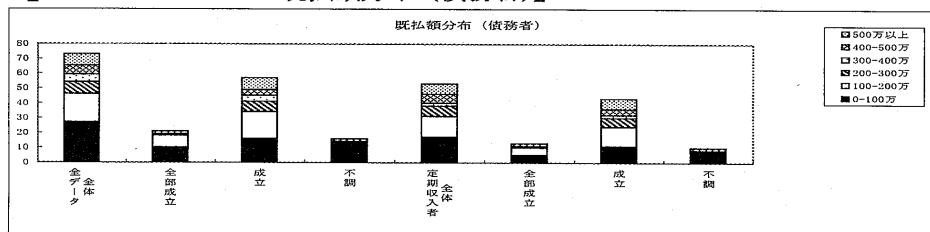


借受額の分布を上に示した。和歌山において、借受総額は、1人あたり600万円以下がほとんどである。債権ごとでは60万円以下にデータが集中しつつも、100万円以上にもデータの集積が見られる。これらの分布状況については、他の地域との比較が必要であろう。

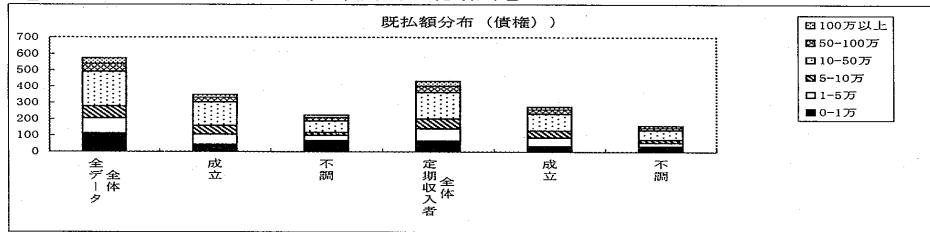
【表3-3 既払額分布】

申立人	全データ			定期収入者			債権	全データ			定期収入者		
	全休	全部成立	成立	不調	全休	全部成立	成立	不調	全休	全部成立	成立	不調	
既 払 額 分 布	0-10万	27	10	16	11	17	5	11	6	111	43	68	66
	100-200万	19	8	18	1	14	5	13	1	1-5万	92	61	31
	200-300万	8	1	7	1	7	1	6	1	5-10万	73	54	19
	300-400万	5	0	4	1	2	0	2	0	10-50万	214	144	70
	400-500万	6	2	4	2	6	2	4	2	50-100万	49	29	20
	500万以上	8	0	8	0	7	0	7	0	100万以上	34	19	15
	既払額	¥2,310,260	¥1,271,123	¥2,470,154	¥1,564,088	¥2,518,432	¥1,644,662	¥2,705,641	¥1,640,121	既払額	¥334,250	¥279,452	¥444,550

【グラフ3-3-1 既払額分布（債務者）】



【グラフ3-3-2 既払額分布（債権）】



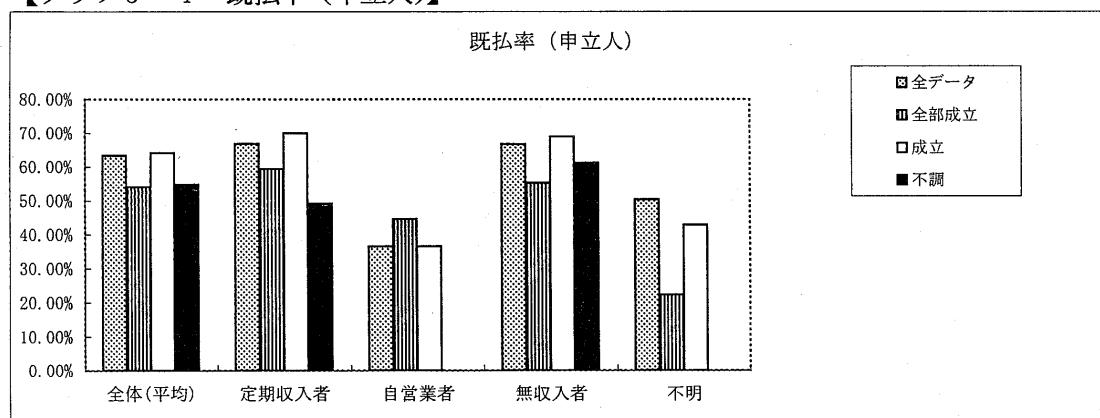
既払額の分布を上に示した。既払額については、1人あたり200万円以下、債権ごとでは50万円以下にデータが集中するが、1人あたり500万円以上弁済している者が8人もおり、債権ごとに見ても、100万円以上弁済されている債権が少なくない。これらの数値についても、他の地域のデータ分析を待ってあらためて検討を行いたい。

【表3-4 借受総額と既払額・既払率_債務者】

借受総額と既払額 申立人	全データ			全部成立			成立			不調		
	借受総額	既払額	既払率									
会体(平均)	¥3,644,115	¥2,310,260	63.40%	¥2,355,652	¥1,271,123	53.96%	¥3,852,619	¥2,470,154	64.12%	¥2,851,803	¥1,564,088	54.83%
定期収入者	¥3,768,296	¥2,518,432	66.83%	¥2,770,538	¥1,644,662	59.56%	¥3,869,178	¥2,705,641	69.95%	¥3,334,504	¥1,640,121	49.19%
自営業者	¥7,106,125	¥2,601,126	36.60%	¥7,173,525	¥967,375	44.51%	¥7,106,125	¥2,601,126	36.60%	¥0	¥0	0.00%
無収入者	¥2,259,417	¥1,507,248	66.71%	¥1,741,236	¥961,041	55.19%	¥2,310,361	¥1,592,878	68.94%	¥2,183,000	¥1,335,989	61.20%
不明	¥2,327,587	¥1,171,986	50.35%	¥1,293,644	¥289,548	22.38%	¥2,734,483	¥1,171,986	42.85%	¥700,000	¥0	0.00%

【表3-4 借入総額と既払額・既払率_債務者】は、借入総額と既払額をもとに既払率を出したものである。この表をもとに「既払率」のグラフを次に作成する。

【グラフ3-4 既払率（申立人）】



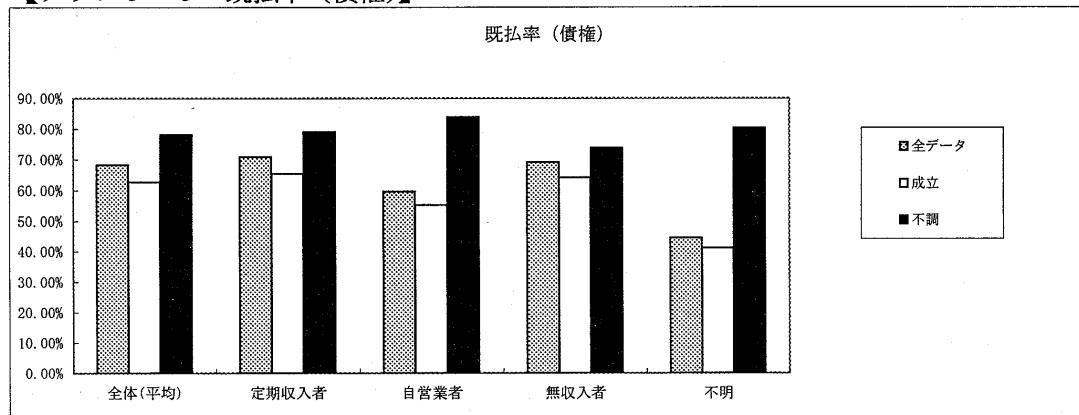
手続き利用者の既払率を【グラフ3-4-1 既払率（債務者）】で示してみた。このグラフから「全体（平均）」の既払率は63.40%である。和歌山地域において債務弁済協定調停手続きを利用する者

は、借り受けた多額の半分以上を返済して、手続きを申し立てていることがわかる。ただし、借受金を直載返済にあてる場合が多いことには注意を要する。「定期収入者」はこの数値をやや上回り、「自営業者」は大きく下回る。「成立」する場合には、ほとんどの類型で、「全データ」の既払率を上回っているが、「全部成立」になると既払率は低くなる。このような傾向は、すべての債務が成立しなかった「不調」の場合も同様である。このことから、残債務額と申立人債務者の資力等を勘案し、「全部成立」は、調停により認められる弁済計画の枠内で、債権者がさらなる弁済の継続を望んだ場合であり、他方で、「不調」つまり全件が不調に終わったカテゴリーは、債権者が調停案に基づく弁済の継続に同意しなかった場合であることが推測される。ただ、「申立人」の「成立」の場合には、既払率が高くなっていることについて考えてみる必要があろう。考え得るのは、「成立」には次に見るように「不調」の債務も含まれるということである。

【表3-5 借受総額と既払額・既払率_債権】

借受総額と既払額 債権	全データ			成立			不調		
	借受総額	既払額	既払率	借受総額	既払額	既払率	借受総額	既払額	既払率
全体(平均)	¥489,508	¥334,250	68.28%	¥445,598	¥279,452	62.71%	¥569,470	¥444,550	78.06%
定期収入者	¥489,231	¥346,289	70.78%	¥434,832	¥284,743	65.48%	¥591,230	¥467,428	79.06%
自営業者	¥646,011	¥385,352	59.65%	¥571,777	¥316,006	55.27%	¥823,032	¥69,074	83.89%
無収入者	¥426,305	¥294,896	69.17%	¥478,598	¥307,291	64.21%	¥383,028	¥282,502	73.75%
不明	¥352,637	¥157,206	44.58%	¥360,044	¥148,178	41.16%	¥313,750	¥252,000	80.32%

【グラフ3-5 既払率(債権)】



【グラフ3-5 既払率(債権)】は、債権ごとの既払率をグラフ化したものである。このグラフから明らかなのは、「不調」の場合の債権の既払率がきわめて高く、「全体(平均)」ではおよそ80%の数値を示していることである。「成立」の既払率が60%を越える程度であることからすれば、かなり大きな開きがある。それ故、【表3-4 借受総額と既払額・既払率_債務者】でその「成立」の既払率が高くなったのは、「不調」の債務が含まれていたからであることがわかる。それでは、なぜこのように「不調」債務の既払率が高くなったのであろうか。かかる現象の理由を考える必要があろう。1つには、残債務額がわずかなため、調停による利息の引き直しなどを債権者が躊躇しているのかも知れない。あるいは、うがった見方をすれば、債務弁済協定調停の手続きにおいて、利息制限法に基づく引き直しの上残債務額が確認されることで、過払いになったり、あるいは、少なくとも借り受けた元金については返済済みとなる債権が出ているのではないかだろうか。その結果、これらの債権については、たとえば、取下げという形で、手続きが終了するのかも知れない。取下げられた場合、事件記録にほとんど情報が残らないため、あくまで推測するしかないが、もしそうであるならば、手続きの「不調」 자체をネガティブに評価する必要はなくなる。利息制限法に合致した債務額を確認することだけでも多重債務者にとっては債務弁済協定調停手続きを利用する意味は大きいものになるはずである。このことは「個人債務者更生手続き(仮称)」が制定された場合でも同様であろう。

第4節 債務弁済協定調停の終了原因

第4節では、債務弁済協定調停の終了原因について検討する。ここでも、第1節の枠組みを用いて、調停案の合意による成立、17条決定成立、取下げ、13条による調停の拒否、不成立に関するそれぞれの数値を提示し、分析を行う。「検討事項」では、「弁済計画」に対する債権者の同意の有無が問われているが、調停不調の事件数や事件率は、この論点を考えるための1つの実証的なデータとなるはずである。そのため、調停が成立した場合と不調に終わった場合の比較を行う。また、17条決定に対して債権者から異議がでているかどうかも、この論点との関係で興味深いものである。さらに、「検討事項」で債権者全員が「弁済計画」に同意した場合の無審査認可が議論される関係で、申し立てた債務すべてに対する

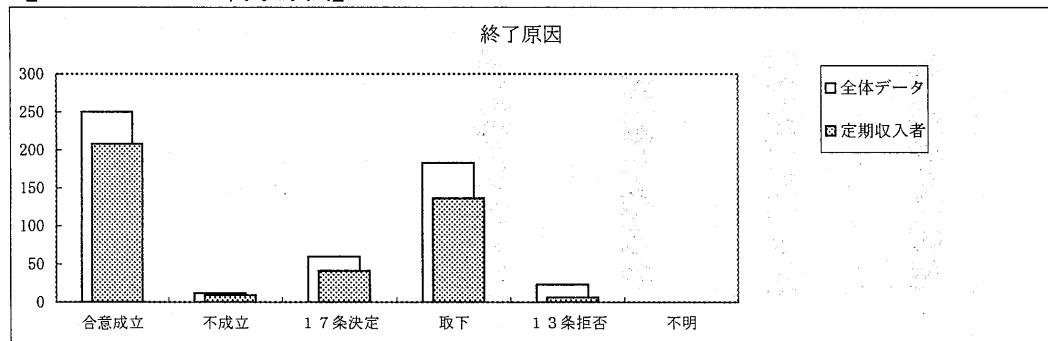
調停案が債権者の同意なし17条決定により成立した申立人の人数のデータは貴重であろう。

まず、それぞれの終了原因の事件数を手続き利用者の類型ごとに示す。

【表4-1 終了原因】

終了原因	統計		合意成立		不成立		17条決定		取下		13条拒否		不明	
	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合
全体データ	528	-	250	-	12	-	60	-	183	-	23	-	0	-
定期収入者	400	75.76%	208	83.20%	9	75.00%	41	68.33%	136	74.32%	6	26.09%	0	0.00%
自営業者	33	8.25%	14	5.60%	0	0.00%	7	11.67%	12	6.56%	0	0.00%	0	0.00%
無収入者	53	10.04%	15	6.00%	2	16.67%	8	13.33%	16	8.74%	12	52.17%	0	0.00%
不明	42	7.95%	13	5.20%	1	8.33%	4	6.67%	19	10.36%	5	21.74%	0	0.00%

【グラフ4-1 終了原因】

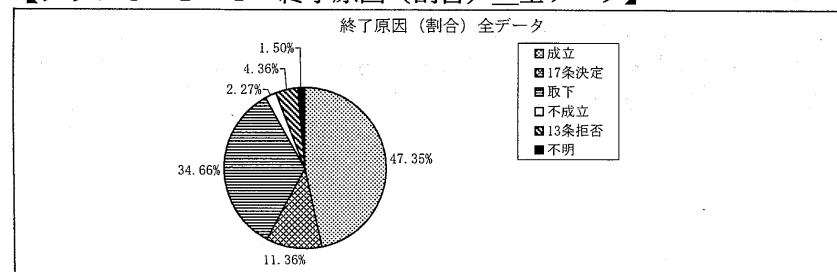


【表4-1 終了原因】、【グラフ4-1 終了原因】から明らかなように、事件の多くは当事者間の合意により成立しており、調停がととのわい最大の終了原因是取下げである。この傾向は、定期収入者についても同様である。次に、割合からこれらのデータを見てみることにする。

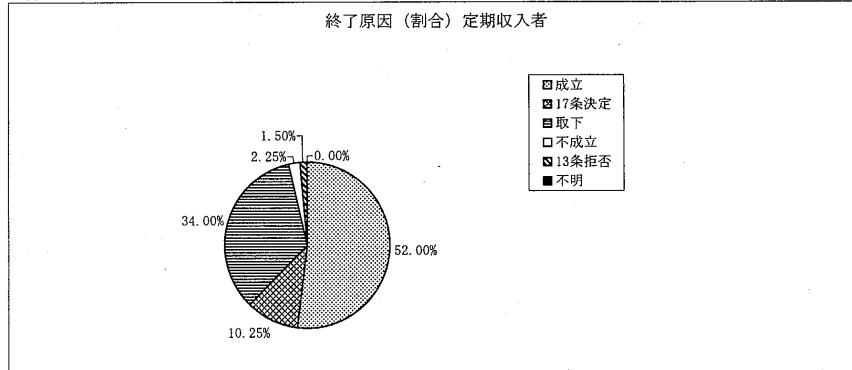
【表4-2 終了原因（割合）】

終了原因割合	全データにおける終局事由		定期収入者における終局事由		自営業者における		無収入者における	
	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合	事件数	割合
総計	528	-	400	-	33	-	53	-
成立	250	47.35%	208	52.00%	14	42.42%	15	28.30%
17条決定	183	11.36%	41	10.25%	0	0.00%	2	3.77%
取下	12	34.66%	136	34.00%	12	36.36%	16	30.19%
不成立	60	2.27%	9	2.25%	7	21.21%	8	15.09%
13条拒否	23	4.36%	6	1.50%	0	0.00%	12	22.64%
不明	0	1.50%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%

【グラフ4-2-1 終了原因（割合）_全データ】



【グラフ 4-2-2 終了原因（割合）定期収入者】



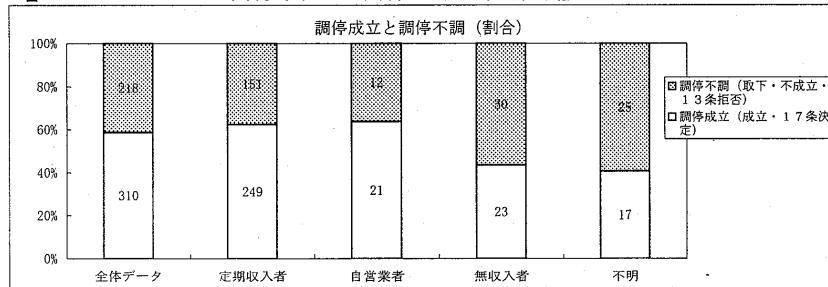
これらのデータの中で、とくに全体のデータである【グラフ 4-2-1 終了原因（割合）全データ】と「定期収入者」に関する【グラフ 4-2-2 終了原因（割合）定期収入者】に注目したい。「定期収入者」について、「全データ」と比較して言えるのは、合意による成立の割合が高まり、13条による拒否の割合が低下することである。定期収入がある場合には、債権者からの合意調達が、比較的容易になるようである。

これらの一般的なデータを踏まえて、調停が成立した事件と不調に終わった事件に関する分析を行う。

【表 4-3 調停成立と調停不調】

調停成立と調停不調	調停成立（成 立・17条決 定）	調停不調（取 下・不成立・1 3条拒否）
	事件数	事件数
全体データ	310	218
定期収入者	249	151
自営業者	21	12
無収入者	23	30
不明	17	25

【グラフ 4-3 調停成立と調停不調（割合）】



【表 4-3 調停成立と調停不調】、【グラフ 4-3 調停成立と調停不調（割合）】からすると、たとえば、「定期収入者」に関しておよそ40%の調停不調事件がある。これらに含まれる債権者をどのように処理するかが、「個人債務者更生手続き（仮称）」における「弁済計画」を設計する上で重要ななる。この点について詳論するのは、他地区の分析結果を待ちたいが、和歌山については次のようにも考えられる。第3章第3節で示したように、この不調に終わった債権の既払率は、成立した債権のそれと比較しても高い割合にある。そのため、この不調事件の割合がただちに弁済計画に非協力的な債権者の割合を示すものではなく、調停手続きにおいて残債務額を計算した結果、過払いになっていたり、あるいは相当程度の弁済がなされていたため、債権者が追加の弁済を必要としない場合であるかも知れない。とすれば、おそらく、弁済計画案認可のため、法定多数の同意が必要としても、認可に支障のない範囲で多くの事件が処理可能ということもできる。さらにいえば、債権者が追加の弁済を要求しないという「隠れた」不調事件の割合如何によっては、せいぜい債権者に意見聴取を行うという軽い手続き保障で弁済計画を認可できるかも知れない。これらのことを検証するためには、不調事件の内容について立ち入った検討が必要となろうが、すでに述べたように、この事件類型に関する情報は記録調査からは入手が困難である。かかる点を詰めることができれば、弁済計画に対する債権者の同意の有無について、よ

り説得的な実証分析ができるであろう。

弁済計画の認可に対して債権者の同意が必要かという論点に関連して、17条決定に対する異議について述べておきたい。調査の結果、和歌山においては、17条決定に対する異議は存在しなかった。この点について、担当書記官に確認したところ、そもそも異議を出すような債権者は、17条決定を行う以前に、かかる決定の承認拒否の意思を明確にするため、手続きが取下げや不成立で終了することになる、とのことであった。とすれば、これらの終了原因に対する内容的な分析が必要となるが、繰り返し述べるように、これらの終了原因の場合、事件記録にほとんど情報が残らないという現状にある。調査方法の再検討が急務である。

第5節 調停案における弁済計画

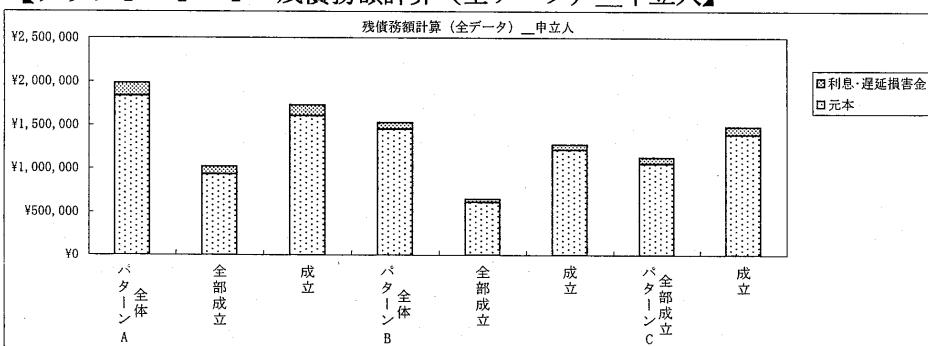
最後に、成立した調停案から得られる種々の情報を分析する。本節では、どのくらいの債務額が確認され、それをどのような条件（たとえば、月々の弁済予定額や弁済期間）で弁済しようと計画を立てているのか、これらの点が中心となる。具体的に言えばこうなる。調停案において確認された債務額については、『検討事項』第2部第1_2(11)アcにおいて問題とされている、弁済計画の認可要件の1つと考えられる最低弁済条件を如何に設定するかを考える前提として、一定の価値を持つであろう。この点については、もちろん、免除条項の有無や将来利息の有無もあわせて検討されなければならない。『検討事項』第2部第1_2(11)アdでいう「弁済計画期間」の論点については、調停案において認められた弁済期間のデータが意味を持つ。また、『検討事項』第2部第1_2(11)ウbで弁済計画の執行力が問題とされている点で、執行文が付与された事件率も参考となろう。以下、これらの点を中心に、第1節の枠組みを用いて分析に入る。

和歌山簡易裁判所においては、利息制限法に基づいて残債務額を計算する場合に、遅滞の前後で、たとえば18%と36%というように計算金利を使い分けて算出した債務額と、遅滞の前後を問わず、たとえば18%すべて通して計算した債務額の2つを、債権者・債務者らに対し提示している。以下では、これらの計算結果をそれぞれパターンA、パターンBとし、さらに調停成立時に確認された債務額をパターンCとして示している。これらの計算パターンから、利息制限法により引き直された残債務額と調停成立時に確認された残債務額の比較を以下においてまず行いたい。なお、パターンAとBのデータについて、「元本」や「利息・遅延損害金」の記載のないものがあったため、必ずしも両者の合計額が「総額」と合致するようになっていない。

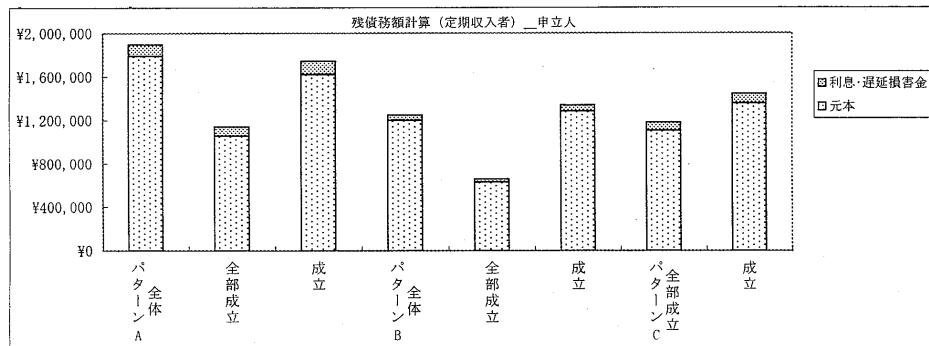
【表5-1 残債務額計算_申立人】

残債務額計算_申立人	全データ			定期収入者		
	総額	元本	利息・遅延損害金	総額	元本	利息・遅延損害金
パターンA	¥1,964,524	¥1,835,763	¥146,521	¥1,896,534	¥1,788,202	¥108,332
	全部成立	¥1,018,612	¥929,435	¥89,177	¥1,141,779	¥1,054,646
	成立	¥1,729,882	¥1,605,744	¥124,138	¥1,741,064	¥1,618,108
パターンB	¥1,526,342	¥1,450,593	¥78,555	¥1,248,984	¥1,197,010	¥50,993
	全部成立	¥647,389	¥608,598	¥38,791	¥656,719	¥627,084
	成立	¥1,272,912	¥1,212,633	¥60,279	¥1,340,054	¥29,635
パターンC	¥1,127,747	¥1,054,007	¥73,728	¥1,180,512	¥1,104,443	¥76,738
	成立	¥1,480,598	¥1,387,876	¥92,200	¥1,445,240	¥1,352,100

【グラフ1-1-1 残債務額計算(全データ)_申立人】



【グラフ 5－1－2 残債務額計算（定期収入者）_申立人】



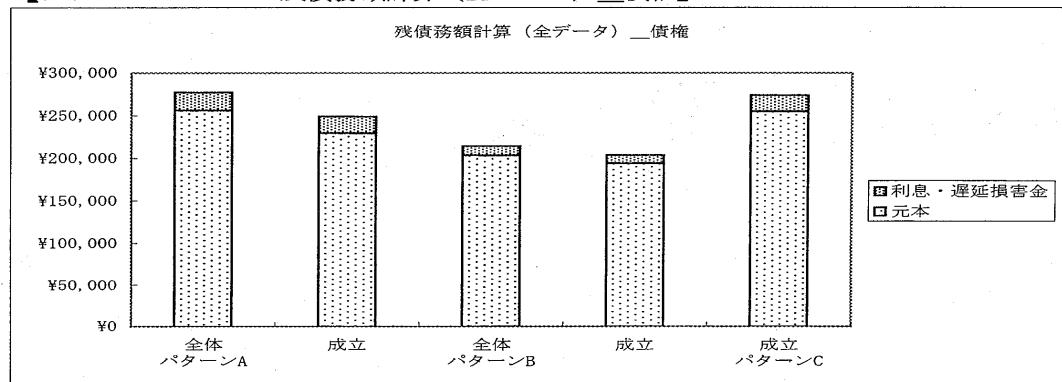
これらの表・グラフから、「全部成立」の場合には、それぞれのパターンで残債務額がかなり少額であることがわかる。また、調停成立時に確認される残債務額を示すパターンCは、「全部成立」と「成立」の双方で、利息制限法により一律の利率で計算するパターンBの残債務額を上回っており、和歌山の状況として、必ずしも利息・遅延損害金を一律の利率で計算した残債務額のみが認められているわけではないことが窺える。

次に、残債務額の計算を債権ごとに見てみる。

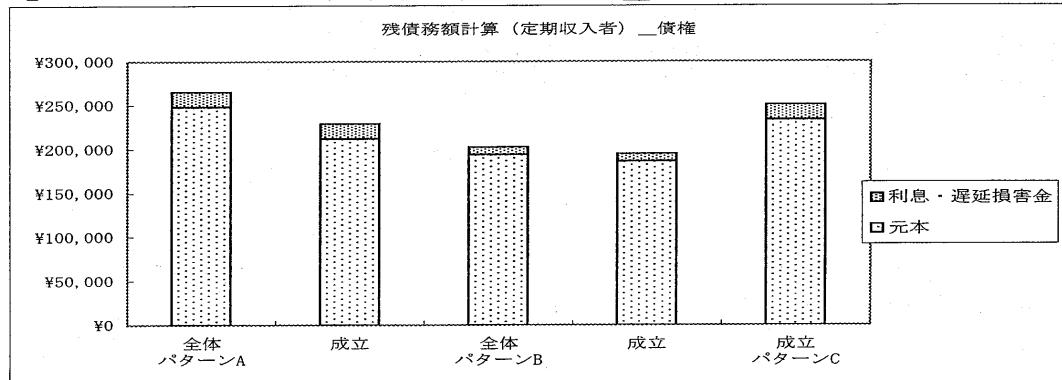
【表 5－2 残債務額計算_債権】

残債務額計算_債権	全データ			定期収入者		
	総額	元本	利息・遅延損害金	総額	元本	利息・遅延損害金
パターンA	¥274,120	¥256,153	¥18,760	¥263,549	¥248,530	¥15,927
	成立	¥245,869	¥229,693	¥15,348	¥228,238	¥212,214
パターンB	¥214,223	¥203,592	¥8,527	¥202,265	¥193,886	¥7,900
	成立	¥202,664	¥194,010	¥7,075	¥192,060	¥186,017
パターンC	成立	¥272,239	¥255,190	¥18,769	¥249,580	¥233,495

【グラフ 5－2－1 残債務額計算（全データ）_債権】



【グラフ 5－2－2 残債務額計算（定期収入者）_債権】



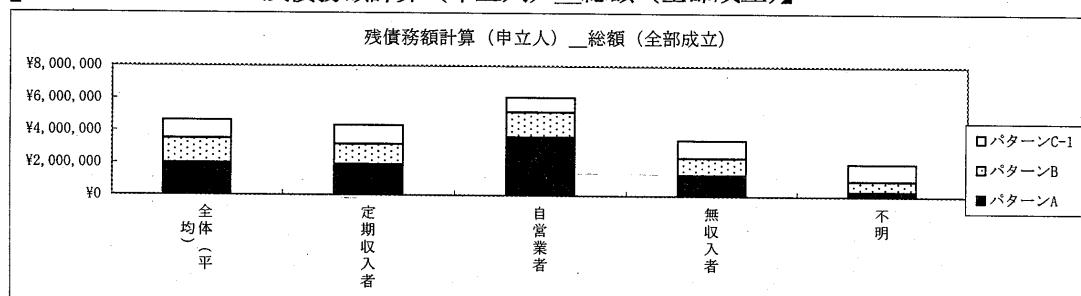
債権ごとにみても明らかなように、「全データ」および「定期収入者」とも、パターンCの額はパターンBの額を上回っており、申立人は利息制限法に基づき利息・遅延損害金を一律の利率で引き直した額以上の債務額を承認していることが窺える。

なお、手続き利用者の類型を用いた数値を以下に表・グラフ化しておくが、本稿では立ち入った検討は加えない。

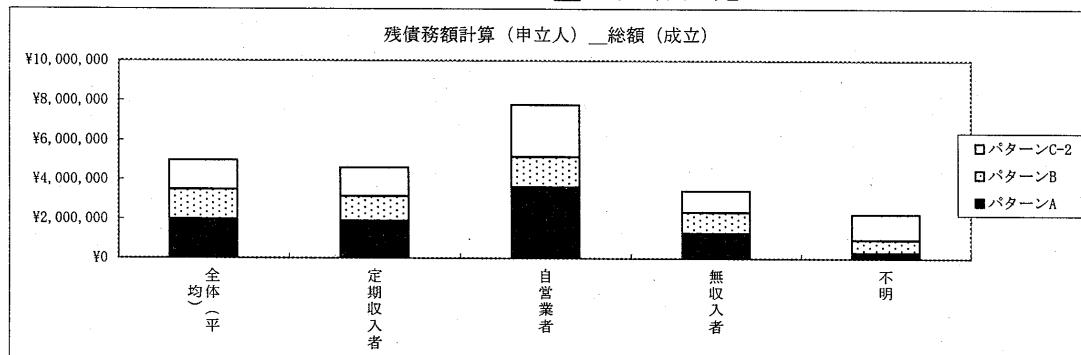
【表5-3 残債務額計算_総額】

残債務額計算	申立人	パターンA		パターンC-1		パターンC-2		債権	パターンA		パターンB		パターンC	
		確認された残債務額(全部成立)	(成立)	確認された残債務額(全部成立)	(成立)	確認された残債務額(全部成立)	(成立)		確認された残債務額(全部成立)	(成立)	確認された残債務額(全部成立)	(成立)		
全体(平均)	申立人	¥1,964,524		¥1,526,342		¥1,127,747		¥1,480,598		¥276,462		¥218,056		¥272,239
定期収入者	申立人	¥1,896,534		¥1,248,984		¥1,180,512		¥1,445,240		¥236,423		¥151,530		¥249,580
自営業者	申立人	¥3,611,869		¥1,537,783		¥929,133		¥2,615,973		¥328,352		¥139,798		¥498,281
無収入者	申立人	¥1,288,736		¥1,050,515		¥1,095,879		¥1,100,151		¥234,316		¥191,003		¥286,996
不明	申立人	¥301,244		¥645,287		¥1,063,374		¥1,295,997		不明		¥14,480		¥65,323
全体(平均)	債権	¥1,480,598		¥1,127,747		¥1,526,342		¥1,964,524		¥272,239		¥276,462		¥218,056
定期収入者	債権	¥1,445,240		¥1,180,512		¥1,248,984		¥1,896,534		¥249,580		¥236,423		¥151,530
自営業者	債権	¥2,615,973		¥929,133		¥1,537,783		¥3,611,869		¥498,281		¥328,352		¥139,798
無収入者	債権	¥1,100,151		¥1,095,879		¥1,050,515		¥1,288,736		¥286,996		¥191,003		¥234,316
不明	債権	¥1,295,997		¥1,063,374		¥645,287		¥301,244		¥304,941		¥14,480		¥65,323

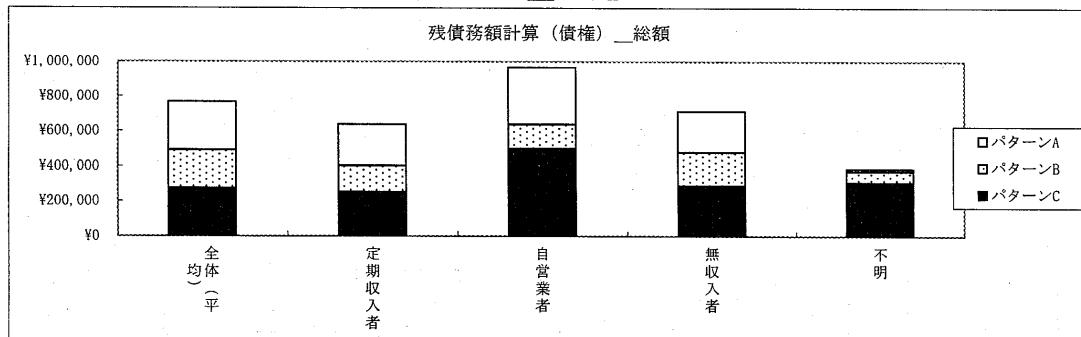
【グラフ5-3-1 残債務額計算(申立人) _ 総額(全部成立)】



【グラフ5-3-2 残債務額計算(申立人) _ 総額(成立)】



【グラフ5-3-3 残債務額計算(債権) _ 総額】

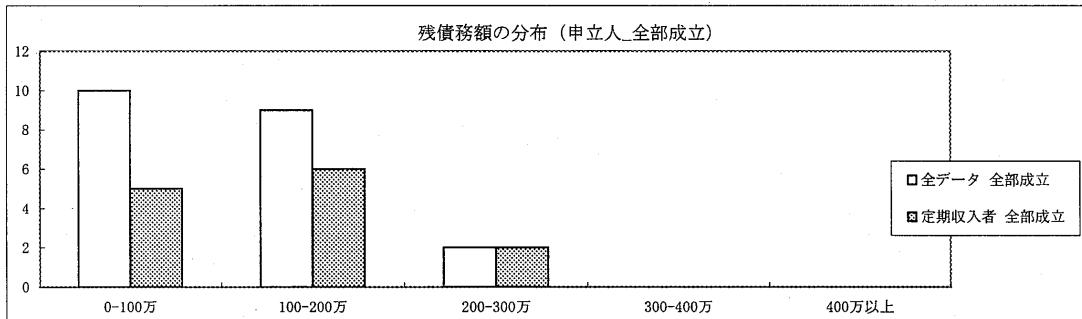


『検討事項』第2部第1_2(11)アcでは、弁済計画の認可要件として最低弁済条件が問題とされている。そこで、債務弁済協定調停事件において、どのくらい債務額が確認されているかということとともに、免除や将来利息といった諸条件がどのように設定されており、月々の返済額がどのくらいに設定されているか、ということも重要な判断要素となる。これらを以下において検討したい。

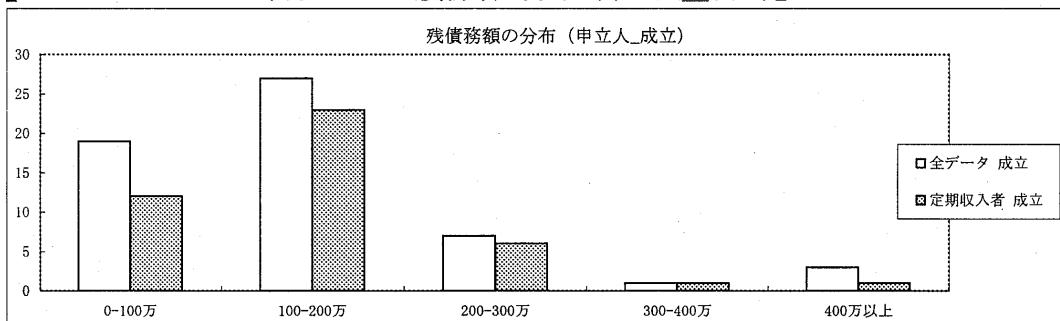
【表5-4 確認された残債務額の分布（申立人）】

残債務額の分布	申立人			
	全データ		定期収入者	
	全部成立	成立	全部成立	成立
0-100万	10	19	5	12
100-200万	9	27	6	23
200-300万	2	7	2	6
300-400万	0	1	0	1
400万以上	0	3	0	1
残債務額平均	¥1,127,747	¥1,480,598	¥1,180,512	¥1,445,240

【グラフ5-4-1 確認された残債務額の分布（申立人_全部成立）】



【グラフ5-4-2 確認された残債務額の分布（申立人_成立）】



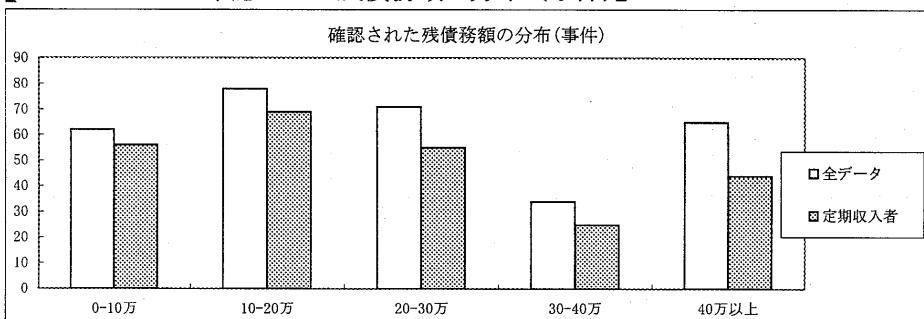
【表5-4 確認された残債務額の分布（申立人）】から、「全データ」および「定期収入者」いずれも、「全部成立」の場合には120万円たらず、「成立」の場合には150万円たらずの残債務額となっている。

【グラフ5-4-1 確認された残債務額の分布（申立人_全部成立）】、【グラフ5-4-2 確認された残債務額の分布（申立人_成立）】から、申立人の残債務額の多くが200万円以下の分布に偏っていることがわかる。

【表5-5 確認された残債務額の分布（事件）】

確認された残債務額の分布（事件）	事件	
	全データ	定期収入者
0-10万	62	56
10-20万	78	69
20-30万	71	55
30-40万	34	25
40万以上	65	44
残債務額平均	¥272,239	¥249,580

【グラフ5-5 確認された残債務額の分布（事件）】



【表5-5 確認された残債務額の分布(事件)】、【グラフ5-5 確認された残債務額の分布(事件)】から、調停が合意ないし17条決定により成立した場合、1事件あたりの残債務額平均は、30万円以下であり、そこに多くの事件が分布するとともに、40万円以上の事件も少なくないことがわかる。

なお、手続き利用者の類型を用いた数値を以下に表・グラフ化しておく。本稿では、この表・グラフについては立ち入った検討を行わない。

【表5-6 確認された残債務額の分布_手続き利用者】

確認された残債務額の分布_手続き利用者	全部成立(申立人)	残債務額	分布				
			0-100万	100-200万	200-300万	300-400万	400万以上
	全体データ	¥1,127,747	10	9	2	0	0
	定期収入者	¥1,180,512	5	6	2	0	0
	自営業者	¥929,133	1	1	0	0	0
	無収入者	¥1,095,879	2	1	0	0	0
	不明	¥1,063,374	2	1	0	0	0
	成立(申立人)	残債務額	分布				
			0-100万	100-200万	200-300万	300-400万	400万以上
	全体データ	¥1,480,598	19	27	7	1	3
	定期収入者	¥1,445,240	12	23	6	1	1
	自営業者	¥2,615,973	1	1	0	0	2
	無収入者	¥1,100,151	4	1	1	0	0
	不明	¥1,295,997	2	2	0	0	0
	事件	残債務額	分布				
			0-10万	10-20万	20-30万	30-40万	40万以上
	全体データ	¥272,239	62	78	71	34	65
	定期収入者	¥249,580	56	69	55	25	44
	自営業者	¥498,281	1	1	5	3	11
	無収入者	¥286,996	2	6	4	5	6
	不明	¥304,941	3	2	7	1	4

以下に、免除条項と将来利息の有無に関するデータを挙げる。

【表5-7 免除条項の有無】

免除条項の有無	事件			
	全データ		定期収入者	
	事件数	割合	事件数	割合
有	31	10.00%	21	8.43%

【表5-8 将来利息の有無】

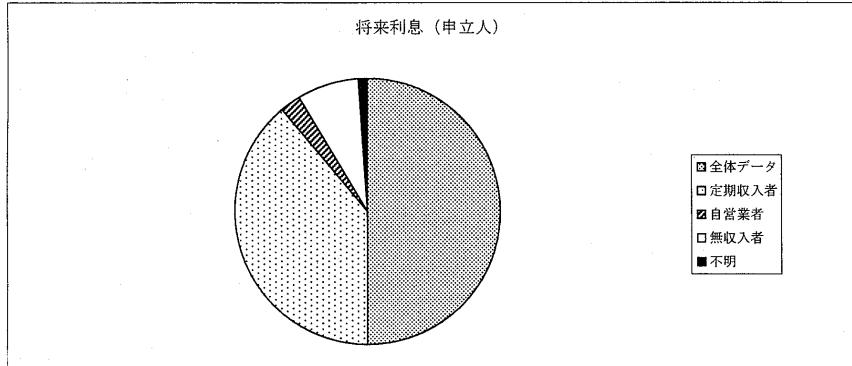
将来利息	事件			
	全データ		定期収入者	
	事件数	割合	事件数	割合
有	170	54.84%	155	62.25%
平均利率	17.97%	-	18.00%	-

【表5-7 免除条項の有無】から明らかなように、和歌山において免除条項の付された事件は多くない。【表5-8 将来利息の有無】から、過半数の調停成立事件におよそ18%の将来利息が付されていることがわかる。「定期収入者」に付される割合は62.25%と「全データ」よりも高くなっている。しかし、【表4-3 調停成立と調停不調】、【グラフ4-3 調停成立と調停不調】からわかるように、「定期収入者」の調停成立の割合は「全体データ」と比較してもそう変わらない。それ故、将来利息を付することが調停成立の割合を高めるとは言えないようであるが、和歌山で定期収入のある場合には、将来利息を覚悟しなければ調停成立の見込みは薄れると言えよう。

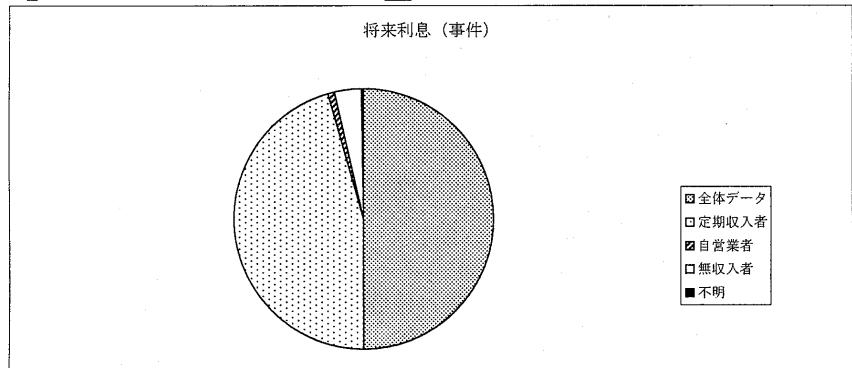
【表5-9 将来利息_手続き利用者】

将来利息_手続き利用者	成立		成立 申立人一人当たりの事件数
	申立人数	事件数	
全体データ	41	170	4.15
定期収入者	32	155	4.84
自営業者	2	3	1.50
無収入者	6	11	1.83
不明	1	1	1.00

【グラフ 5-9-1 将来利息_手続き利用者】



【グラフ 5-9-2 将来利息_手続き利用者】

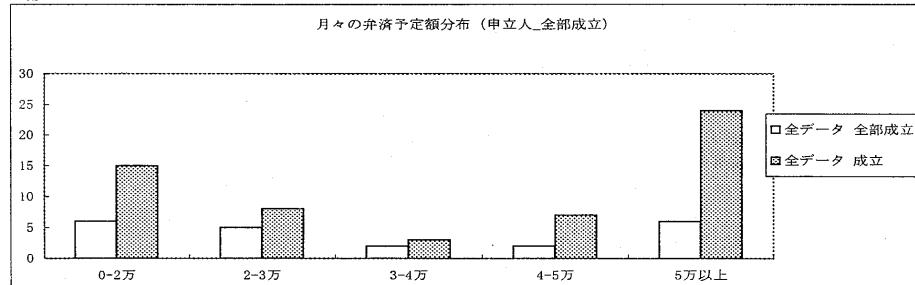


残債務額に統いて、調停成立時に確定した月々の弁済予定額について分析を行う。まず、弁済予定額とその分布を以下に示す。

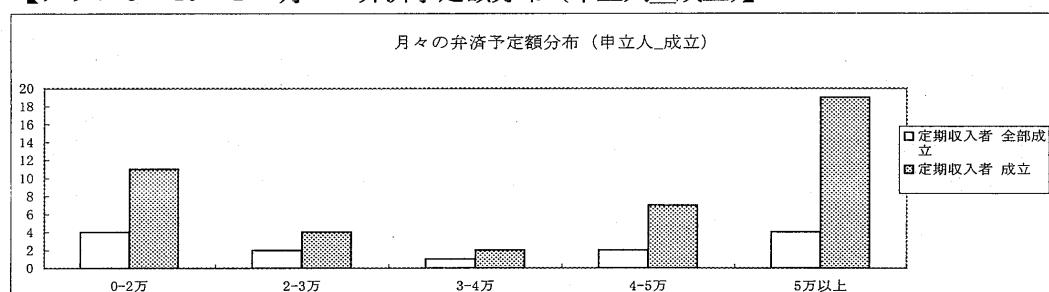
【表 5-10 月々の弁済予定額分布（申立人）】

月々の弁済予定額分布 (申立人_全部成立)	申立人			
	全データ		定期収入者	
	全部成立	成立	全部成立	成立
0-2万	6	15	4	11
2-3万	5	8	2	4
3-4万	2	3	1	2
4-5万	2	7	2	7
5万以上	6	24	4	19
月々の返済予定額	¥41,160	¥48,435	¥47,975	¥51,079

【グラフ 5-10-1 月々の弁済予定額分布（申立人_全部成立）】



【グラフ 5-10-2 月々の弁済予定額分布（申立人_成立）】

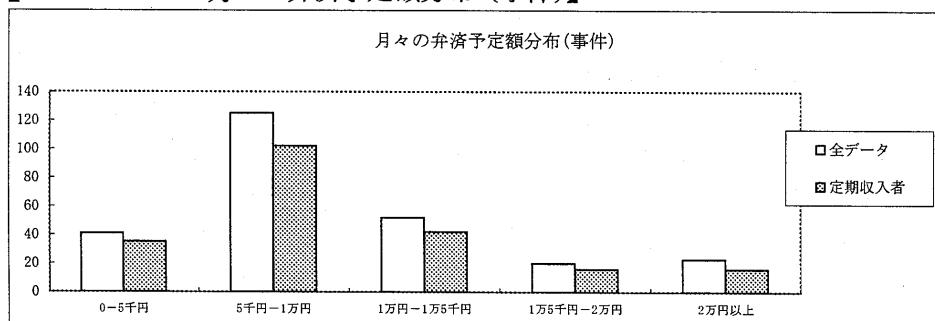


【表5-10 月々の弁済予定額分布（申立人）】から、申立人1人あたりの月々の弁済予定額については、「全データ」よりも「定期収入者」の弁済予定額の方が高く、またそれぞれ、「全部成立」よりも「成立」の返済予定額の方が高いことがわかる。【グラフ5-10-1 月々の弁済予定額分布（申立人_全部成立）】、【グラフ5-10-2 月々の弁済予定額分布（申立人_成立）】の双方から明らかなように、月額2万円未満と5万円以上にデータが集中している。申立人の支払い能力に格差があると評価できる一方で、意外に低額でも調停が成立しうることがわかる。

【表5-11 月々の弁済予定額分布（事件）】

月々の弁済予定額分布（事件）	事件	
	全データ	定期収入者
0-5千円	41	35
5千円-1万円	125	102
1万円-1万5千円	52	42
1万5千円-2万円	20	16
2万円以上	23	16
月々の返済予定額	¥9,650	¥9,441

【グラフ5-11 月々の弁済予定額分布（事件）】



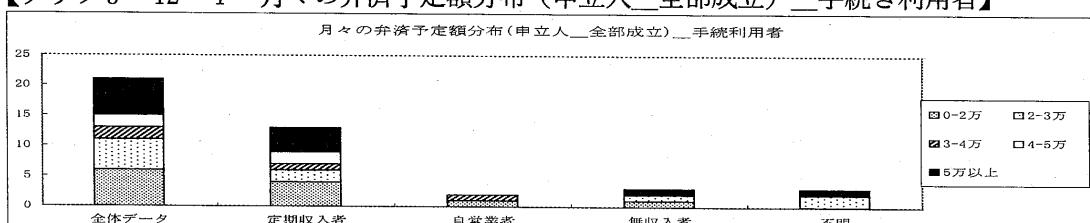
【表5-11 月々の弁済予定額分布（事件）】から明らかなように、1事件あたりの弁済予定額は1万円を切っている。【グラフ5-11 月々の弁済予定額分布（事件）】からしても、月額1万5千円以下に多数のデータが集中している。このことから、和歌山においては、1事件あたり、すなわち、1債権者あたり弁済し得る額は、1万5千円を超えることがまれであると言える。

以下においては、手続き利用者分類を用いた弁済予定額の分布を挙げておく。ここでも、これらのデータについて立ち入った分析を行わない。

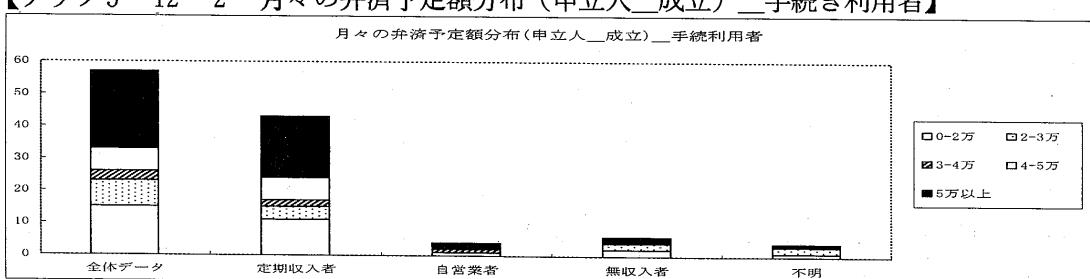
【表5-12 月々の弁済予定額分布（申立人）_手続き利用者】

月々の弁済予定額分布 (申立人)_手続き利用者	申立人					申立人					
	分布	分布	分布	分布	分布	分布	分布	分布	分布	分布	
全部成立	0-2万	2-3万	3-4万	4-5万	5万以上	全部成立	0-2万	2-3万	3-4万	4-5万	5万以上
全体データ	Y41,160	6	5	2	2	Y48,435	15	8	3	7	24
定期収入者	Y47,975	4	2	1	2	Y51,079	11	4	2	7	19
自営業者	Y22,000	1	0	1	0	Y58,750	1	0	1	0	2
無収入者	Y31,833	1	1	0	0	Y30,583	2	2	0	0	2
不明	Y36,000	0	2	0	0	Y36,000	1	2	0	0	1

【グラフ5-12-1 月々の弁済予定額分布（申立人_全部成立）_手続き利用者】



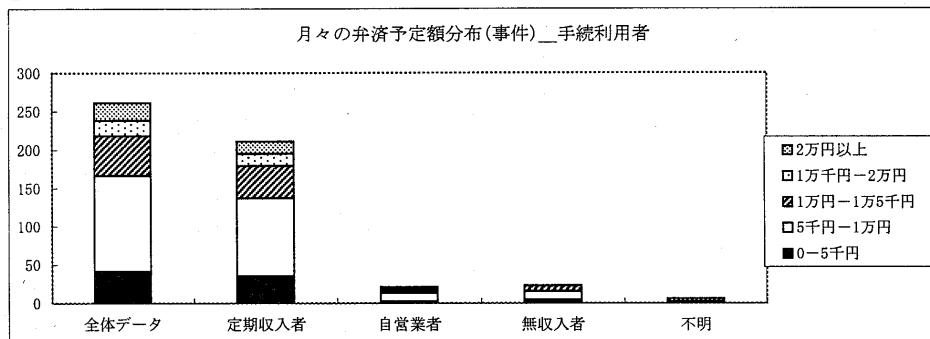
【グラフ5-12-2 月々の弁済予定額分布（申立人_成立）_手続き利用者】



【表5-13】月々の弁済予定額分布(事件) 手続き利用者

月々の弁済予定額分布(事件) 手続き利用者	事件	分布				
		0~5千円	5千円~1万円	1万円~1万5千円	1万円~2万円	2万円以上
全体データ	¥9,650	41	125	52	20	23
定期収入者	¥9,441	35	102	42	16	16
自営業者	¥11,190	2	11	3	2	3
無収入者	¥7,978	4	11	7	1	0
不明	¥18,000	0	1	0	1	4

【グラフ5-13】月々の弁済予定額分布(事件) 手続き利用者

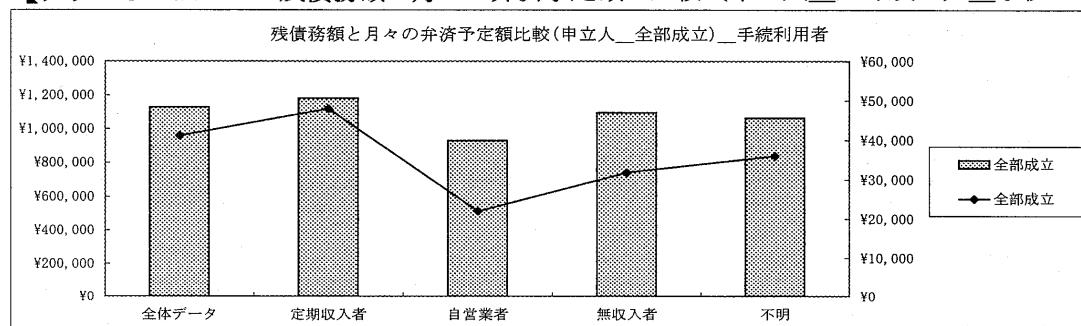


ここで、確認された残債務額と月々の弁済予定額との関係を手続き利用者分類の枠組みを用いて見ておくこととする。

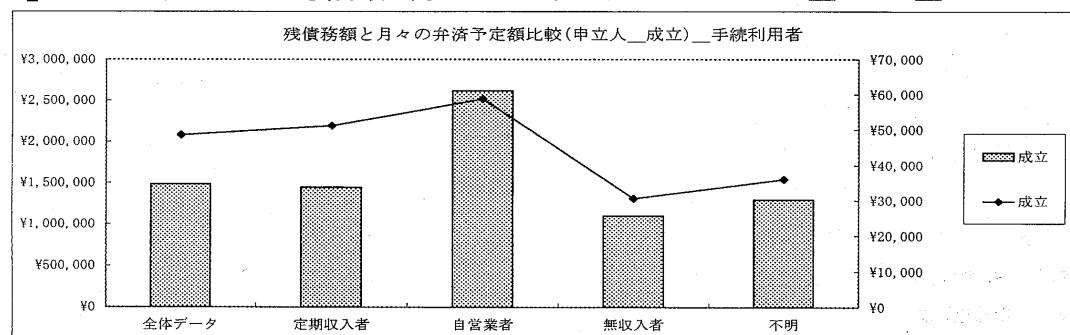
【表5-14】残債務額と月々の弁済予定額の比較(申立人) 手続き利用者

残債務額と月々の弁済予定額比較(申立人) 手続き利用者	調停案における弁済総額		調停案における月づきの弁済額	
	全部成立	成立	全部成立	成立
全体データ	¥1,127,747	¥1,480,598	¥41,160	¥48,435
定期収入者	¥1,180,512	¥1,445,240	¥47,975	¥51,079
自営業者	¥929,133	¥2,615,973	¥22,000	¥58,750
無収入者	¥1,095,879	¥1,100,151	¥31,833	¥30,583
不明	¥1,063,374	¥1,295,997	¥36,000	¥36,000

【グラフ5-14-1】残債務額と月々の弁済予定額の比較(申立人 全部成立) 手続き利用者



【グラフ5-14-2】残債務額と月々の弁済予定額の比較(申立人 成立) 手続き利用者

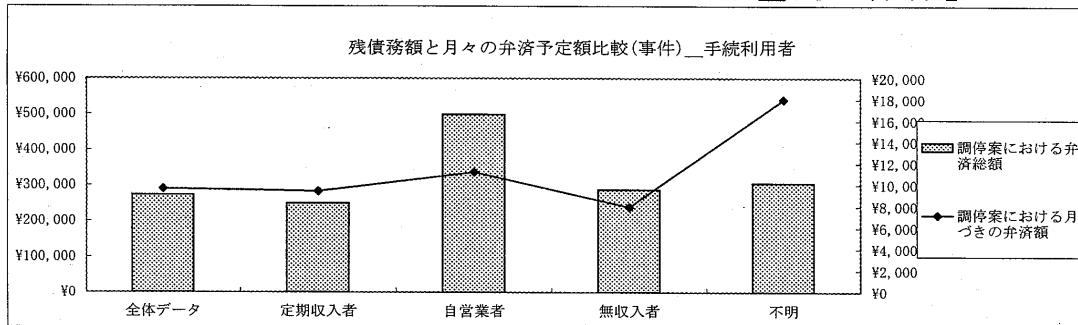


これらの表・グラフから、「全部成立」の場合には、確認された残債務額が少額で、かつ、月々の弁済予定額が相対的に高額であることが窺える。言い換えれば、たとえ弁済総額が少額であっても、それを短期間に弁済することが可能な場合には、調停が成立する可能性が高まるということである。

【表5-15 残債務額と月々の弁済予定額の比較（事件）_手続き利用者】

残債務額と月々の弁済予定額比較（事件）_手続き利用者	調停案における弁済総額	調停案における月づきの弁済額
全体データ	¥272,239	¥9,650
定期収入者	¥249,580	¥9,441
自営業者	¥498,281	¥11,190
無収入者	¥286,996	¥7,978
不明	¥304,941	¥18,000

【グラフ5-15 残債務額と月々の弁済予定額の比較（事件）_手続き利用者】



事件ごとの関係を見ていると、和歌山では、およそ30万円ほどの債務額を月々1万円足らずで返済する状況が見て取れる。これがどれほどの負担であるかは、その者の収入に左右されるといえ、弁済期間のデータを考察する意義は少なくないはずである。次に、弁済期間に関する分析を行う。

『検討事項』第2部第1_2 (11) アdでは、「個人債務者更生手続き（仮称）」における「弁済計画期間」をどのくらいの期間に設定するか問題提起がなされている。この期間の設定如何によって、債務者の負担は大きく変化する。この期間の設定を考える上で、債務弁済協定調停事件における弁済期間がどの程度のものになっているかを知ることは、考慮すべきデータとしてそれなりの意義を有するはずである。まず、弁済期間を示す。

【表5-16 弁済期間】

弁済期間	事件	
	全データ	定期収入者
平均(月)	37.82	35.98

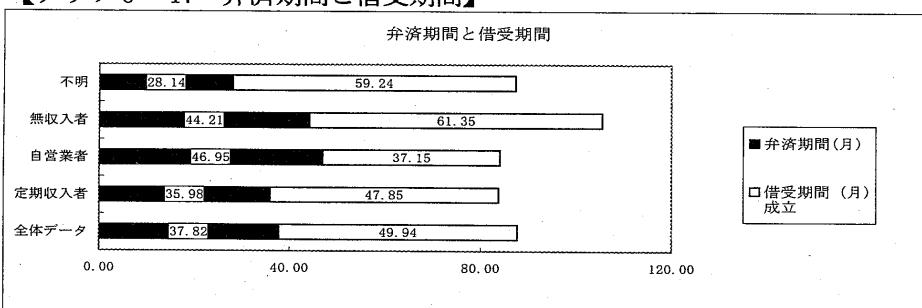
【表5-16 弁済期間】からすると、申立人の「全データ」については、およそ3年の期間が設定されている。「定期収入者」についてもほぼ変わらない。このくらいの期間であれば、申立人は返済に耐え得ると言うことであろうか。

弁済期間と借受期間を比較して見る。

【表5-17 弁済期間と借受期間】

弁済期間と借受期間	弁済期間(月)	借受期間(月)	
		成立	月
全体データ	37.82	49.94	
定期収入者	35.98	47.85	
自営業者	46.95	37.15	
無収入者	44.21	61.35	
不明	28.14	59.24	

【グラフ5-17 弁済期間と借受期間】



この表・グラフから、和歌山ではおよそ4年にわたって借受を行い（あるいはそれと返済の繰り返し）、債務弁済協定調停手続き後、約3年で弁済計画を実践しようとしている。このあたりが他の地域との比較からも、同様の数値が出てきた場合には、「個人債務者更生手続き（仮称）」における弁済計画期間を3年と設定することについて、手続き利用者に対して過度の負担をもたらすものではないとも言えよう。違約金の有無と期限の利益喪失条項の有無を示したのが、以下の表である。

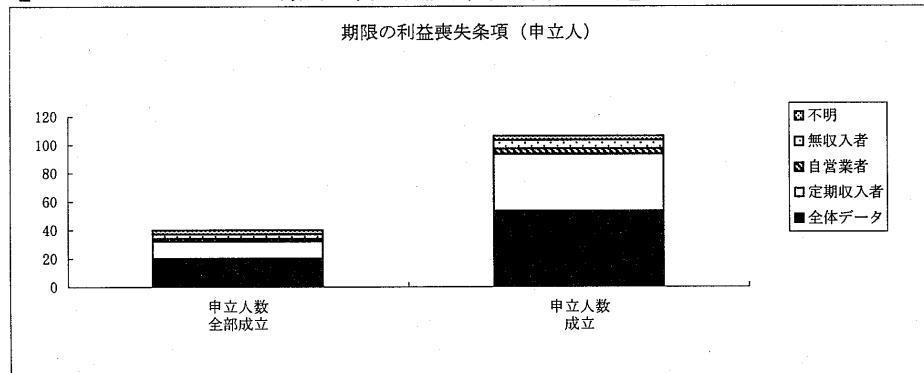
【表5-18 違約金の有無】

違約金の有無	事件			
	全データ		定期収入者	
	事件数	割合	事件数	割合
有	253	81.61%	205	82.33%
平均利率	32.61%	-	33.59%	-

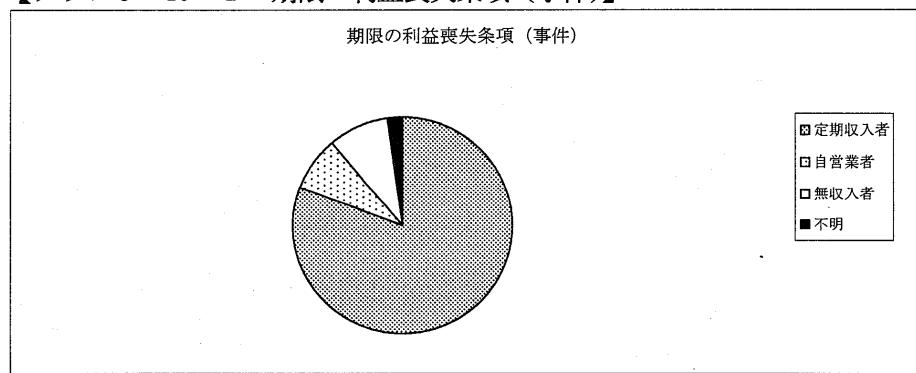
【表5-19 期限の利益喪失条項】

期限の利益喪失条項	全部成立		成立		成立	
	申立人数	割合	申立人数	割合	事件数	割合
全体データ	20	95.24%	53	92.98%	261	84.19%
定期収入者	12	92.31%	40	93.02%	211	84.74%
自営業者	2	100.00%	4	100.00%	21	100.00%
無収入者	3	100.00%	6	100.00%	23	100.00%
不明	3	100.00%	3	75.00%	6	35.29%

【グラフ5-19-1 期限の利益喪失条項（申立人）】



【グラフ5-19-2 期限の利益喪失条項（事件）】



これらの表・グラフから、違約金や期限の利益が設定される場合が多いと言える。これらのデータに対する評価については、他の地域の分析結果を待ちたいが、母数が少ないとはいえ、「自営業者」と「無収入者」について全件期限の利益喪失条項が付与されているのは興味を引かれる。

執行文を付与された事件のデータを次に示す。

【表5-20 執行文付与】

執行文付与	全部成立		成立		成立	
	申立人数	割合	申立人数	割合	事件数	割合
全体データ	7	33.33%	22	38.60%	31	10.00%
定期収入者	2	15.38%	14	32.56%	19	7.63%
自営業者	2	100.00%	4	100.00%	6	28.57%
無収入者	2	66.67%	3	50.00%	5	21.74%
不明	1	100.00%	1	25.00%	1	5.88%

『検討事項』第2部第1_2(11)ウbにおいては、履行確保のため弁済計画を債務名義とする強制執行の可能性が提案されている。債務弁済協定調停手続きにおける執行文付与の現状を見ておくことは、この論点を検討する際の前提として有意義であろう。【表5-20 執行文付与】によれば、執行文の付与率は、申立人の「全体データ」について、「全部成立」した者はおよそ30%、他方、「成立」した者は約40%と、前者の割合が若干低い。ただ、事件ごとに見ると、10%となる。また、「定期収入者」について、「全部成立」した者はおよそ15%、他方、「成立」した者は約33%と、前者の割合がかなり低い。事件ごとに見ると、約8%となり、「全体データ」より割合が下がる。ここでも、「自営業者」について全件執行文の付与がなされている。これは履行確保のため、債権者が事前に執行文付与を確保している結果かも知れない。執行に見合う資産を債務者本人ないしその背後の者が有しているからであろうか。もっとも、これらの数値については、他の地域の分析結果との比較が有用であろう。また、執行文が付与された事件の内容について、踏み込んだ分析も必要と思われるが、基本的な情報の提示を目的とする本稿においてはこれ以上立ち入らない。

調停手続きにより、債務額が0もしくは過払いになった事件のデータを以下に示す。

【表5-21 過払いの債務】

過払い債務	事件数（遅滞後 利率倍）	事件数（利率通 し）
全体データ	4	7
定期収入者	4	7
自営業者	0	0
無収入者	0	0
不明	0	0

【表5-21 過払いの債務】によれば、債務額が0もしくは過払いになる事件はそう多くない。しかし、取下げなどの調停不調事件の中には、過払いのために取下げられた場合もあり得ることは第3章第3節においてすでに指摘した。調停不調の場合に、必要な情報を獲得するための調査方法を考えなければならない。

まとめと展望

最後に、これまでの分析を第3章各節ごとに要約した上で、そこから得られる若干の示唆に言及しつつ、本分析で果たせなかつことを指摘し、本稿の結びとしたい。

本稿では、近時、消費者債務の集団的処理手続きとして注目を集める債務弁済協定調停の実態を裁判所記録をもとにできる限り明らかにしつつ、まもなく実現するであろう消費者更生型倒産手続きの立法作業への貢献と特定調停法の今後の運用への資料提供を企図した。

分析に際しては、手続きの終了原因による区分と手続き利用者の類型を大きな枠組みとして用いた。分析の対象となったのは、債権数が573件、事件数が528件、手続き利用者全体の数が73人である。ここで注目されるのは、申立債務全件が成立した申立人の人数が全体の3割を切ることである。この数値を如何に評価するかにより、新たに構想される更生型手続きにおける弁済計画の無認可審査のあり方が変わるものかも知れない。

手続き利用者の個人情報については、十分な情報を得ることができなかった。この点については、今後、調査方法の再検討が必要となろう。ただ、不十分ではあるが次のような傾向を明らかにすることはできた。まず、女性の手続き利用率が相対的に高いことである。手続き利用者の年齢層は中高年の者が多い。月収もそう多くないことが推測されるし、破綻原因も「生活費」を挙げる傾向が強く、状

況は深刻である。

和歌山の申立人について、その借受期間はおむね4年であり、1人あたり約360万円ほどの借受を行っている。和歌山では、利息・遅延損害金の率が高いように見えるが、既払額を見ると「全体」としておよそ230万円以上を弁済しており、既払率の「全体」のデータは60%を超える。この数値が債務者の誠実さをどこまで示すものは他地区との比較が必要かも知れないが、利息・遅延損害金の数値からすれば、かなりの返済努力を行っていると言えるのではないだろうか。

債務弁済協定調停事件の合意なし17条決定による調停成立の割合は、60%ほどである。この数値についても他の地域との比較が必要であろう。調停が不調に終わった場合、その事件および債権者についてより立ち入った分析が必要となる。なぜなら、『検討事項』においても示されるように、「弁済計画」に対して債権者がどのくらい協力的となるかは、非常に重要だからである。もっとも、この「不調」の中に含まれる債権の既払率は高く、場合によっては、それ以上の追加の弁済を要求しないという合意のもと、事件の「取下げ」がなされているのかも知れない。とすれば、「弁済計画案」認可のため、債権者の同意が障害となる可能性は低くなるであろう。これとの関係で言えば、申立債務全件が成立した申立人の人数の評価如何もこの点と密接に関連していく。なお、和歌山においては、17条決定に対する異議が見受けられなかった。そもそも、異議を行う可能性がある者は、決定が出る前に態度表明を行うから、とのことであった。

和歌山では、利息制限法に基づき利息・遅延損害金を一律の利率で引き直した債務額以上のものが、調停成立時において確認されている。この額は、おおむね100万円台前半であり、それとともに、将来利息の付される件数が過半数を超えていた。これらは「弁済計画認可要件」としての最低弁済条件を考える上で、価値のあるデータの提示であると思われる。このような残債務額に対して、月々の弁済予定額は、申立人1人あたりおよそ月々5万円以下であり、事件ごとではおよそ1万円以下であった。また、弁済期間はおよそ3年の間に収まっているようである。こういった数値は、「弁済計画期間」を考える上で有益な情報であろう。違約金の設定されている事件数の多さが目を引く一方で、執行文付与がなされている結果が見られた。執行文付与については、「弁済計画」の執行の問題と関連するデータである。このデータについては、他の地域の分析結果を待って改めて検討してみたい。

ここで、本稿で残された課題について述べておきたい。まず、第2章で指摘したように、記録調査から得られる情報には限りがあるということである。とりわけ、月収、可処分所得や家族構成等といった個人情報については、獲得が難しい。また、契約時の金利で計算された債務額をすべての事件で知ることもできなかった。そのため、債務者の申し出た債務額と最終的に認定された債務額との食い違いや、利息制限法により債務額を引き直す前後の差異を検討することができなかった。これらをクリアするには、単純な記録調査以外に、手続き関係者等へのインタビューなどの調査方法の工夫が今後必要となるであろう。次に、分析において、債権者の視点からデータを考察していない。たとえば、業者ごとの利息・

遅延損害金、貸付額、回収額、成立率等が分析項目として考えられる。第3章第2節の分析で、女性の手続き利用率が高いことが明らかとなつたが、立ち入った検討を行っていない。本稿における各分析項目を女性の視点で、評価し直してみることもおもしろいかも知れない。第1章第2節で挙げた「期日情報」については今回本稿の分析の対象から除外した。さらに、特定調停法についても、単なる資料提供程度の分析に止まっており、今後特定調停法の運用が展開した時点で問題点を洗い直し、可能であれば、その点に貢献し得る分析を行いたい。これらの点については、他日を期したい。